

筑波大学アーカイブズ年報

第4号

2021年5月

業務報告編

1、1年のあゆみ	1
2、運営委員会の開催	1
3、各種データ	2
(1) 受入れ資料	
a 法人文書ファイル等の移管	
b 寄贈資料	
(2) 公開資料	
(3) 閲覧者数・利用資料数	
(4) レファレンス件数	
(5) 見学者数	
4、調査・出張等	13
5、組織及び関係規則等	13
6、施設	26
7、筑波大学50年史編纂事業	27
8、その他	27
(1) 展示会の開催	
(2) その他	

研究報告編

【論説】

前身校の「学校一覧」にみえる「入学志望者心得」について	篠塚富士男	29
アリス・ルーズベルト旧蔵写真を通してみる日露戦争外交の一面	筒井 弥生	45
総務部人事課から移管された任免関係文書の構造と内容 —東京師範学校・高等師範学校時代を中心に—	中野目 徹	61

業務報告編

1、1年のあゆみ

- 2020年4月15日 新型コロナウイルス感染拡大防止のため閲覧室を閉鎖
5月31日 『筑波大学アーカイブズ年報』第3号発行
6月12日～6月26日 第15回アーカイブズ運営委員会（メール会議）
6月19日 閲覧室臨時閉鎖の一部解除
7月14日 人間系教育学域から資料搬入
8月4日 人文社会科学研究科国際地域研究専攻から資料搬入
11月30日 『筑波大学アーカイブズだより』第4号発行
12月21日～2021年1月8日 第16回アーカイブズ運営委員会（メール会議）

*以上のほか、毎週金曜日15時～を定例に館内連絡・研修会議を開催し、諸般の事項について協議した。

2、運営委員会の開催

① 第15回運営委員会

【開催年月日】

2020年6月12日～6月26日

【議題】

- ・運営委員会委員の委嘱について
- ・前回議事要旨の確認について
- ・令和2年度活動計画について
- ・筑波大学アーカイブズ研究員及び筑波大学アーカイブズ調査員の委嘱について
- ・法人文書ファイル等の公開について
- ・寄贈文書の公開について
- ・閲覧室の臨時閉鎖について
- ・筑波大学アーカイブズ年報第3号の発行について

② 第16回運営委員会

【開催年月日】

2020年12月21日～2021年1月8日

【議題】

- ・前回議事要旨の確認について
- ・令和3年度予算要求事項について
- ・法人文書ファイル等の移管の受入れ及び公開について
- ・本学に関する文書その他の資料の寄贈の受入れ及び公開について
- ・閲覧室臨時閉鎖の一部解除について
- ・筑波大学アーカイブズだより第4号の発行について

3、各種データ

(1) 受入れ資料

a 法人文書ファイル等の移管

法人文書ファイル等	移管元組織	移管受入れ年月日
総務部リスク・安全管理課保存 法人文書ファイル等 14冊	総務部リスク・安全管理課	2020. 7. 31
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等 13冊	学術情報部情報企画課	2020. 7. 31
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等 4冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2020. 7. 31
体育芸術エリア支援室保存法人文書ファイル等 294冊	体育芸術エリア支援室	2020. 9. 29
監査室保存法人文書ファイル等 1冊	監査室	2021. 3. 26
企画評価室保存法人文書ファイル等 10冊	企画評価室	2021. 3. 26
総務部総務課保存法人文書ファイル等 17冊	総務部総務課	2021. 3. 26
総務部人事課保存法人文書ファイル等 51冊	総務部人事課	2021. 3. 26
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 13冊	総務部組織・職員課	2021. 3. 26
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等 2冊	財務部財務企画課	2021. 3. 26
財務部財務管理課保存法人文書ファイル等 10冊	財務部財務管理課	2021. 3. 26
施設部施設企画保存法人文書ファイル等 1冊	施設部施設企画課	2021. 3. 26
教育推進部教育推進課保存法人文書ファイル等 3冊	教育推進部教育推進課	2021. 3. 26
教育推進部社会連携課保存法人文書ファイル等 15冊	教育推進部社会連携課	2021. 3. 26
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 6冊	学生部学生生活課	2021. 3. 26
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等 43冊	研究推進部研究企画課	2021. 3. 26
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等 15冊	研究推進部外部資金課	2021. 3. 26
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等 15冊	学術情報部情報企画課	2021. 3. 26
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等 1冊	学術情報部アカデミック サポート課	2021. 3. 26
人文社会エリア支援室保存法人文書ファイル等 9冊	人文社会エリア支援室	2021. 3. 26

社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等 2冊	社会人大学院等支援室	2021. 3. 26
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等 8冊	数理物質エリア支援室	2021. 3. 26
生命環境エリア支援室保存法人文書ファイル等 1冊	生命環境エリア支援室	2021. 3. 26
体育芸術エリア支援室保存法人文書ファイル等 14冊	体育芸術エリア支援室	2021. 3. 26
医学医療エリア支援室保存法人文書ファイル等 87冊	医学医療エリア支援室	2021. 3. 26
図書館情報エリア支援室保存法人文書ファイル等 56冊	図書館情報エリア支援室	2021. 3. 26
病院総務部総務課保存法人文書ファイル等 31冊	病院総務部総務課	2021. 3. 26
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等 2冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2021. 3. 26
東京キャンパス事務部企画推進課保存 法人文書ファイル等 8冊	東京キャンパス事務部 企画推進課	2021. 3. 26
国際統合睡眠医科学研究機構保存 法人文書ファイル等 1冊	国際統合睡眠医科学研究機 構	2021. 3. 26
人文学類長室保存法人文書ファイル等 59冊	人文学類長室	2021. 3. 26
社会学類長室保存法人文書ファイル等 92冊	社会学類長室	2021. 3. 26
人文社会科学研究科長室保存法人文書ファイル等 230冊	人文社会科学研究科長室	2021. 3. 26
合 計 1,128冊		

【参考】2017年度移管法人文書ファイル等

法人文書ファイル等	移管元組織	移管受入れ年月日
広報室保存法人文書ファイル等 386冊	広報室	2017. 4. 1
総務部総務課保存法人文書ファイル等 140冊	総務部総務課	2017. 8. 21
比較文化学類卒論（昭和53年～平成6年度） 1,215冊	比較文化学類	2017. 9. 21
総務部総務課保存法人文書ファイル等 234冊	総務部総務課	2018. 3. 9
企画評価室保存法人文書ファイル等 80冊	企画評価室	2018. 3. 23
総務部総務課保存法人文書ファイル等 3冊	総務部総務課	2018. 3. 23
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 29冊	総務部組織・職員課	2018. 3. 23

教育推進部入試課（アドミッションセンター） 保存法人文書ファイル等	16冊	教育推進部入試課	2018. 3. 23
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等	143冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23
研究推進部研究企画課（下田臨海実験センター） 保存法人文書ファイル等	10冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23
研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等	2冊	研究推進部外部資金課	2018. 3. 23
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等	55冊	学術情報部情報企画課	2018. 3. 23
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等	3冊	学術情報部情報基盤課	2018. 3. 23
システム情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	31冊	システム情報エリア支援室	2018. 3. 23
合 計	2,347冊		

【参考】2018年度移管法人文書ファイル等

法人文書ファイル等	移管元組織	移管受入れ年月日	
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等	33冊	学生部学生生活課	2018. 6. 4
監査室保存法人文書ファイル等	2冊	監査室	2018. 7. 6
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等	13冊	数理物質エリア支援室	2018. 7. 6
図書館情報エリア支援室保存法人文書ファイル等	25冊	図書館情報エリア支援室	2018. 7. 6
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2018. 11. 27
企画評価室保存法人文書ファイル等	2冊	企画評価室	2019. 3. 13
総務部総務課保存法人文書ファイル等	14冊	総務部総務課	2019. 3. 13
総務部人事課保存法人文書ファイル等	243冊	総務部人事課	2019. 3. 13
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	6冊	総務部組織・職員課	2019. 3. 13
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	12冊	財務部財務企画課	2019. 3. 13
施設部施設サービス課保存法人文書ファイル等	2冊	施設部施設サービス課	2019. 3. 13
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生交流課	2019. 3. 13
研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等	9冊	研究推進部研究企画課	2019. 3. 13

研究推進部外部資金課保存法人文書ファイル等 6冊	研究推進部外部資金課	2019. 3. 13
学術情報部情報企画課保存法人文書ファイル等 14冊	学術情報部情報企画課	2019. 3. 13
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等 1冊	学術情報部情報基盤課	2019. 3. 13
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等 7冊	社会人大学院等支援室	2019. 3. 13
数理物質エリア支援室保存法人文書ファイル等 4冊	数理物質エリア支援室	2019. 3. 13
図書館情報エリア支援室保存法人文書ファイル等 31冊	図書館情報エリア支援室	2019. 3. 13
合 計	439冊	

【参考】2019年度移管法人文書ファイル等

法人文書ファイル等	移管元組織	移管受入れ年月日
広報室保存法人文書ファイル等 166冊	広報室	2019. 4. 12
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 15冊	学生部学生生活課	2019. 5. 8
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等 9冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2019. 12. 10
人文学類卒論（1977年度～2018年度） 3,697冊	人文学類	2020. 1. 24
総務部人事課保存法人文書ファイル等 55冊	総務部人事課	2020. 2. 21
企画評価室保存法人文書ファイル等 4冊	企画評価室	2020. 3. 27
総務部総務課保存法人文書ファイル等 19冊	総務部総務課	2020. 3. 27
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 7冊	総務部組織・職員課	2020. 3. 27
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等 3冊	財務部財務企画課	2020. 3. 27
財務部財務制度企画課保存法人文書ファイル等 2冊	財務部財務制度企画課	2020. 3. 27
施設部施設企画課保存法人文書ファイル等 9冊	施設部施設企画課	2020. 3. 27
施設部施設マネジメント課保存 法人文書ファイル等 9冊	施設部施設マネジメント課	2020. 3. 27
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 7冊	学生部学生生活課	2020. 3. 27
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等 23冊	学生部学生交流課	2020. 3. 27

研究推進部研究企画課保存法人文書ファイル等 41冊	研究推進部研究企画課	2020. 3. 27
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等 1冊	学術情報部アカデミック サポート課	2020. 3. 27
医学医療エリア支援室保存法人文書ファイル等 58冊	医学医療エリア支援室	2020. 3. 27
社会人大学院等支援室保存法人文書ファイル等 3冊	社会人大学院等支援室	2020. 3. 27
グローバル・commons保存法人文書ファイル等 1冊	グローバル・commons	2020. 3. 27
合 計 4,129冊		

b 寄贈資料

寄贈文書	寄贈者	寄贈年月日
尾関育三・東京教育大学教育学研究科修士論文 『盲児に対する空間の性質の指導』 1点	森田 純	2020. 6. 30
合 計 1点		

【参考】2016年度寄贈資料

寄贈文書	寄贈者	寄贈年月日
原子核理論研究室所蔵 宮島龍興関係文書 16点	原子核理論研究室 矢花 一浩	2016. 6. 28
東京高等師範学校附属中学校蓼科桐陰寮関係文書 5点 (参考1点)	中野目 徹	2016. 6. 28
渡邊一郎関係文書 196点	渡邊 芳江	2016. 9. 9
合 計 217点		

【参考】2017年度寄贈資料

寄贈文書	寄贈者	寄贈年月日
東京教育大学閉学関係文書 17点	山崎 敏誉	2017. 4. 19
葉書 (差出人 東京小石川大塚高師第一寄宿 武谷成通) 1点	武田 剛	2017. 7. 28
島田俊平関係文書 6点	嶋田 俊恒	2017. 9. 8
紫峰会関係文書 24点	元紫峰会会長 佐野 公俊	2017. 9. 19

島田俊平関係文書（追加）	6点	嶋田 俊恒	2018. 1. 24
合 計	54点		

【参考】2018年度寄贈資料

寄贈文書		寄贈者	寄贈年月日
島田俊平関係文書（追々加）	18点	嶋田 俊恒	2018. 4. 10
原康夫関係文書	80点	原 康夫	2018. 5. 28
東京高等師範学校演習隊新聞	19点	中野目 徹	2018. 6. 13
倉木常夫関係文書	14点	倉木 常夫	2018. 7. 31
井門富二夫関係文書	2,024点	井門 敏子	2018. 9. 14
島田俊平関係文書（追々々加）	15点	嶋田 俊恒	2018. 9. 28
原康夫関係文書（追加）	26点	原 康夫	2019. 2. 15
合 計	2,196点		

【参考】2019年度寄贈資料

寄贈文書		寄贈者	寄贈年月日
木代修一関係文書	281点	木代 俊美	2019. 5. 21
『如意輪』創刊号ほか東京高等師範学校関係文書 3点（参考1点）		中野目 徹	2019. 6. 10
辻中プロジェクト関係文書	394点	辻中 豊	2019. 10. 29
松永聴剣関係文書	219点	内田 玲央	2019. 11. 18
島田俊平関係文書（追々々々加）	75点	嶋田 俊恒	2019. 12. 27
合 計	972点		

(2) 公開資料

a 法人文書ファイル等の公開

法人文書ファイル等	移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 15冊	学生部学生生活課	2019. 5. 8	2020. 4. 27
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等 9冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2019. 12. 10	2020. 12. 9
広報室保存法人文書ファイル等 166冊	広報室	2019. 4. 12	2020. 12. 28
人事委員会・表彰等 597冊	総務部人事課	2019. 2. 21	2021. 2. 19
企画評価室保存法人文書ファイル等 4冊	企画評価室	2020. 3. 27	2021. 3. 26
総務部総務課保存法人文書ファイル等 19冊	総務部総務課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 7冊	総務部組織・職員課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等 3冊	財務部財務企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
財務部財務制度企画課保存 法人文書ファイル等 2冊	財務部財務制度企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
施設部施設企画課保存法人文書ファイル等 2冊	施設部施設企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
施設部施設マネジメント課保存 法人文書ファイル等 9冊	施設部施設マネジメント課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 7冊	学生部学生生活課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等 23冊	学生部学生交流課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等 41冊	研究推進部研究企画課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
学術情報部アカデミックサポート課保存 法人文書ファイル等 2冊	学術情報部アカデミック サポート課	2020. 3. 27	2021. 3. 26
医学医療エリア支援室保存 法人文書ファイル等 58冊	医学医療エリア支援室	2020. 3. 27	2021. 3. 26
社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等 3冊	社会人大学院等支援室	2020. 3. 27	2021. 3. 26
グローバル・コモンズ保存 法人文書ファイル等 1冊	グローバル・コモンズ	2020. 3. 27	2021. 3. 26
合 計 968冊			

【参考】2017年度公開法人文書ファイル等

法人文書ファイル等	移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
広報室保存法人文書ファイル等 707冊	広報室	2017. 4. 1	2017. 4. 1
総務部総務課保存法人文書ファイル等 140冊	総務部総務課	2017. 8. 21	2017. 8. 21
比較文化学類卒論（昭和53年度～平成6年度） 1,215冊	比較文化学類	2017. 9. 21	2017. 10. 10
合 計 2,062冊			

【参考】2018年度公開法人文書ファイル等

法人文書ファイル等	移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
総務部総務課保存法人文書ファイル等 376冊	総務部総務課	2018. 3. 9	2018. 10. 15
企画評価室保存法人文書ファイル等 80冊	企画評価室	2018. 3. 23	2019. 3. 22
総務部総務課保存法人文書ファイル等 3冊	総務部総務課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等 29冊	総務部組織・職員課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
教育推進部入試課（アドミッションセンター） 保存法人文書ファイル等 16冊	教育推進部入試課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等 151冊	研究推進部研究企画課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等 2冊	研究推進部外部資金課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等 55冊	学術情報部情報企画課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等 3冊	学術情報部情報基盤課	2018. 3. 23	2019. 3. 22
システム情報エリア支援室（大学院教務） 保存法人文書ファイル等 31冊	システム情報エリア支援室	2018. 3. 23	2019. 3. 22
合 計 746冊			

【参考】2019年度公開法人文書ファイル等

法人文書ファイル等	移管元組織	移管受入れ 年月日	公開 年月日
学生部学生生活課保存法人文書ファイル等 33冊	学生部学生生活課	2018. 6. 4	2019. 6. 3
監査室保存法人文書ファイル等 2冊	監査室	2018. 7. 6	2019. 9. 27

数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	13冊	数理物質エリア支援室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	24冊	図書館情報エリア支援室	2018. 7. 6	2019. 9. 27
東京キャンパス事務部学校支援課保存 法人文書ファイル等	8冊	東京キャンパス事務部 学校支援課	2018. 11. 27	2019. 12. 6
人文学類卒論（1977年度～2018年度）	3,697冊	人文学類	2020. 1. 24	2020. 1. 27
企画評価室保存法人文書ファイル等	2冊	企画評価室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
総務部総務課保存法人文書ファイル等	13冊	総務部総務課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
総務部人事課保存法人文書ファイル等	252冊	総務部人事課	2019. 3. 13 2020. 2. 21	2020. 3. 12
総務部組織・職員課保存法人文書ファイル等	6冊	総務部組織・職員課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
財務部財務企画課保存法人文書ファイル等	12冊	財務部財務企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
施設部施設サービス課保存 法人文書ファイル等	2冊	施設部施設サービス課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学生部学生交流課保存法人文書ファイル等	7冊	学生部学生交流課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
研究推進部研究企画課保存 法人文書ファイル等	9冊	研究推進部研究企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
研究推進部外部資金課保存 法人文書ファイル等	6冊	研究推進部外部資金課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学術情報部情報企画課保存 法人文書ファイル等	14冊	学術情報部情報企画課	2019. 3. 13	2020. 3. 12
学術情報部情報基盤課（学術情報メディア センター）保存法人文書ファイル等	1冊	学術情報部情報基盤課 （学術情報メディアセンター）	2019. 3. 13	2020. 3. 12
社会人大学院等支援室保存 法人文書ファイル等	7冊	社会人大学院等支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
数理物質エリア支援室保存 法人文書ファイル等	4冊	数理物質エリア支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
図書館情報エリア支援室保存 法人文書ファイル等	31冊	図書館情報エリア支援室	2019. 3. 13	2020. 3. 12
合 計	4,143冊			

b 寄贈資料の公開

寄贈文書	寄贈者	寄贈年月日	公開年月日	
木代修一関係文書	287点	木代 俊美	2019. 5. 21	2020. 5. 20
『如意輪』創刊号ほか東京高等師範学校関係文書	3点（参考1点）	中野目 徹	2019. 6. 10	2020. 6. 9

辻中プロジェクト関係文書	195点	辻中 豊	2019. 10. 29	2020. 10. 28
原康夫関係文書	107点	原 康夫	2019. 2. 15 (最終)	2021. 2. 14
島田俊平関係文書	45点	嶋田 俊恒	2019. 12. 27 (最終)	2021. 2. 25
合 計	637点			

【参考】2017年度公開寄贈資料

寄贈文書		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
原子核理論研究所蔵 宮島龍興関係文書	16点	原子核理論研究室 矢花 一浩	2016. 6. 28	2017. 4. 1
東京高等師範学校附属中学校蓼科桐陰寮関係文書 5点 (参考1点)		中野目 徹	2016. 6. 28	2017. 4. 1
渡邊一郎関係文書	481点	渡邊 芳江	2016. 9. 9	2017. 8. 21
紫峰会関係文書	105点	元紫峰会会長 佐野 公俊	2017. 9. 19	2017. 11. 6
合 計	607点			

【参考】2018年度公開寄贈資料

寄贈文書		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
東京教育大学閉学関係文書	18点	山崎 敏誉	2017. 4. 19	2018. 4. 18
倉木常夫関係文書	14点	倉木 常夫	2018. 7. 31	2018. 8. 1
合 計	32点			

【参考】2019年度公開寄贈資料

寄贈文書		寄贈者	寄贈年月日	公開年月日
東京高等師範学校演習隊新聞	18点	中野目 徹	2018. 6. 13	2019. 6. 3
井門富士夫関係文書	488点	井門 敏子	2018. 9. 14	2019. 9. 13
松永聴剣関係文書	219点	内田 玲央	2019. 11. 18	2020. 2. 21
合 計	725点			

(3) 閲覧者数・利用資料数

月	閲覧者数 (人)	利用資料数 (冊/点)
2020年 4月	11	13
5月	0	0
6月	10	14
7月	18	38
8月	13	34
9月	16	46
10月	12	48
11月	8	25
12月	26	74
2021年 1月	15	26
2月	23	35
3月	71	74
合計	223	427

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年4月15日から6月18日まで閲覧室を臨時閉鎖した。

6月19日から、全学的な方針により、閲覧室の利用は学内者に限定して再開することとなった。

(4) レファレンス件数

月	件数 (件)	概要
2020年 4月	2	利用について、所蔵資料の閲覧について
5月	2	移管受入れについて
6月	6	移管受入れ等について、資料の寄贈について
7月	2	移管受入れについて
8月	1	移管受入れについて
9月	4	利用について、所蔵資料の閲覧について
10月	1	所蔵資料の閲覧について
11月	1	所蔵資料について
12月	4	寄贈受入れについて、制度について
2021年 1月	1	茗溪会について
2月	2	利用について、寄贈受入れについて
3月	6	利用について、寄贈受入れについて、所蔵資料について
合計	32	

*当館が受けたレファレンスのうち主なものを計上した。

(5) 見学者数

月	人数 (人)
2020年 4月	0
5月	0
6月	0
7月	1
8月	0
9月	0
10月	23
11月	0
12月	0
2021年 1月	0
2月	2
3月	1
合計	27

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年4月15日から6月18日まで閲覧室を臨時閉鎖した。

6月19日から、全学的な方針により、閲覧室の利用は学内者に限定して再開することとなった。

4、調査・出張等

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学外への調査・出張は見合わせ、学内の移管予定組織との間でのみ出向調査・協議を行った。

5、組織及び関係規則等

(1) 組織

館長

中野目 徹 (人文社会系教授)

大学教員

田中友香理 (人文社会系助教)

事務職員

大久保 淳 (総務部総務課専門職員)

河野 真純 (総務部総務課主任)

筑波大学アーカイブズ運営委員会委員

委員長

中野目 徹 (館長・人文社会系教授)

委員

田中友香理 (人文社会系助教)

星野 豊 (人文社会系准教授)

陳 漢雄 (システム情報系講師)

大谷 奨 (人間系教授)

白井 哲哉 (図書館情報メディア系教授)

松村 敦 (図書館情報メディア系助教)

成澤めぐみ (学術情報部情報企画課長)

鈴木 幸夫 (広報室長)

中澤 秋夫 (総務部総務課長)

筑波大学アーカイブズ研究員

篠塚富士男 (國學院大学栃木短期大学教授)

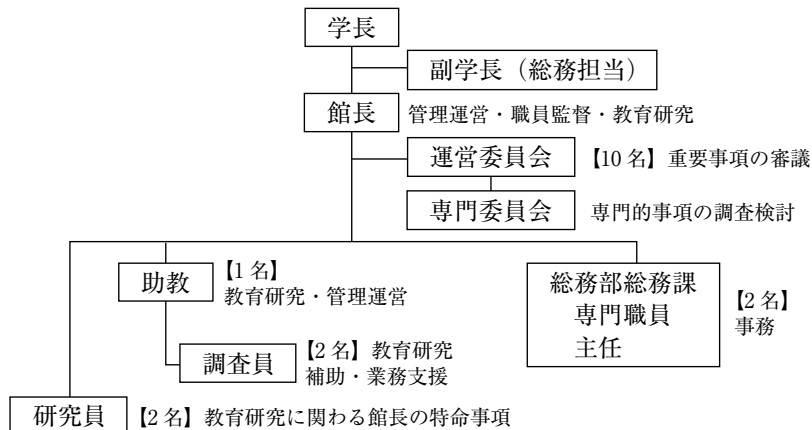
筒井 弥生 (一橋大学大学院言語社会研究科非常勤講師)

筑波大学アーカイブズ調査員

横川 翔 (大学院人文社会科学研究科院生)

丁 兆鵬 (大学院人文社会科学研究科院生)

【組織図】



(2) 関係規則等

○筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程

平成28年3月24日

法人規程第32号

改正 平成28年法人規程第66号

平成29年法人規程第35号

平成30年法人規程第72号

令和元年法人規程第5号

令和2年法人規程第73号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保存等

第1節 受入れ（第3条－第5条）

第2節 保存（第6条－第9条）

第3章 廃棄（第10条）

第4章 利用

第1節 利用の請求（第11条－第22条）

第2節 利用の促進（第23条－第27条）

第3節 移管元部局等の利用（第28条）

第4節 開館日及び利用時間（第29条）

第5章 研修（第30条）

第6章 その他（第31条－第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法人規程は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、筑波大学アーカイブズ（以下「アーカイブズ」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、廃棄及び利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において「特定歴史公文書等」とは、法第2条第6項に規定する歴史公文書等のうち、アーカイブズに移管され、若しくは法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は個人からアーカイブズに寄贈又は寄託されたものをいう。

第2章 保存等

第1節 受入れ

(本学からの受入れ)

第3条 アーカイブズ館長（以下「館長」という。）は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）で保存する歴史公文書等のうち、保存期間が満了してアーカイブズに移管する措置が設定されたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等の移管を受けるものとする。

2 館長は、前項の規定に基づき受け入れた特定歴史公文書等について、次の各号に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。

- (1) 生物被害への対処その他の保存に必要な措置
- (2) 識別を容易にするために必要な番号等（以下「識別番号」という。）の付与
- (3) 第12条第1項第1号に掲げる事由（以下「利用制限事由」という。）の該当性に関する事前審査
- (4) 第9条第1項に定める目録の作成

3 館長は、特定歴史公文書等の利用が円滑に行われるようにするため、前項第3号に規定する事前審査の方針を定めるものとする。

(寄贈又は寄託された文書の受入れ)

第4条 館長は、法人等又は個人から本学に関する文書その他の資料を寄贈又は寄託する旨の申出があった場合、当該資料が歴史公文書等に該当すると判断されるときには、当該資料を受け入れるものとする。

2 館長は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望を考慮し、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、次に掲げる措置を施して、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。

- (1) 第3条第2項第1号に定める措置
- (2) 第3条第2項第2号に定める識別番号の付与
- (3) 第9条第1項に定める目録の作成

3 寄贈及び寄託に関する方針は、別に定める。

(著作権の調整)

第5条 館長は、前2条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送、有線放送に係る音若しくは影像（以下この条において「著作物等」という。）が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、

著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用等の許諾や同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。

第2節 保存

(保存方法等)

第6条 館長は、特定歴史公文書等について、第10条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫において永久に保存するものとする。

- 2 館長は、前項に定める専用の書庫について、温度、湿度、照度等を適切に管理し、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。
- 3 館長は、特定歴史公文書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書等を利用できるようにするために媒体変換その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 館長は、特定歴史公文書等について、第3条第2項及び第4条第2項第2号に定めた識別番号を付するものとする。

(複製物)

第7条 館長は、特定歴史公文書等について、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため、複製物作成計画を定めた上で、適切な記録媒体による複製物を作成するものとする。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第8条 館長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- (2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置
- (3) アーカイブズの職員等に対する研修の実施
- (4) その他必要な措置

(目録の作成及び公表)

第9条 館長は、特定歴史公文書等に関して、次に掲げる事項について一つの集合物ごとに記載した目録を作成するものとする。

- (1) 分類及び名称
- (2) 移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名
- (3) 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
- (4) 保存場所
- (5) 媒体の種別
- (6) 識別番号

- (7) インターネットで利用することができるデジタル画像等の存否
 - (8) 利用制限の区分（全部利用、一部利用、利用不可又は要審査のいずれかを記載すること）
 - (9) その他適切な保存及び利用に資する情報
- 2 館長は、前項に規定する目録の記載に当たっては、法第16条第1項第2号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第4号の条件に係る情報は記載しないものとする。
- 3 館長は、第1項に規定する目録を閲覧室に備え付けておくとともに、インターネットの利用等により公表しなければならない。

第3章 廃棄

（特定歴史公文書等の廃棄）

- 第10条 館長は、特定歴史公文書等として保存している資料について、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能となり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。
- 2 館長は、前項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

第4章 利用

第1節 利用の請求

（利用請求の手續）

- 第11条 館長は、法第16条の規定に基づき、特定歴史公文書等について利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した利用請求書の提出を求めるものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人等の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の目録に記載された名称（任意）
 - (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号
 - (4) 希望する利用の方法（任意）
 - (5) 前号で写しの交付による利用を希望する場合は、第20条第2項に定める写しの作成方法、写しを作成する範囲及び部数（任意）
- 2 館長は、利用請求の円滑化及び効率化を図るため、利用請求書の標準様式等を作成し、閲覧室に備えておくとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。
- 3 第1項の提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合において、第2号の方法に必要な送料は、利用請求をする者が負担するものとする。
- (1) 閲覧室の受付に提出する方法
 - (2) アーカイブズに郵送等する方法
 - (3) 情報通信技術を用いてアーカイブズに送信する方法
- 4 前項第2号に定める方法による利用請求については、利用請求書がアーカイブズに到達した時点で請求がなされたものとみなす。
- 5 館長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用請求の取扱い）

- 第12条 館長は、特定歴史公文書等について前条に定める利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- (1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報
 - イ 独立行政法人等情報公開法第5条第2号又は第4号イからハまで若しくはトに掲げる情報
 - (2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合
 - (3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合
- 2 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。
- 3 館長は、前項において時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。

（部分利用）

- 第13条 館長は、前条第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号に掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報（以下この条において「利用制限情報」という。）が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する区分は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の種類に応じ、当該各号に掲げる方法により行う。
- (1) 文書又は図画 当該特定歴史公文書等の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を黒塗りする方法。ただし、利用請求者の同意があれば、利用制限情報が記載されている範囲を被覆する方法によることを妨げない。
 - (2) 電磁的記録 当該記録の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を削除する方法

（本人情報の取扱い）

- 第14条 館長は、第12条第1項第1号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。
- (1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館長が適当と認める書類
- 2 第11条第3項第2号又は第3号に定める方法により利用請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、

当該利用請求をする者は、前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写しその他の、その者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして館長が適当と認める書類（利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を館長に提出すれば足りる。

（第三者に対する意見提出機会の付与等）

第15条 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を通知して、法第18条第1項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えることができる。

- （1） 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
- （2） 利用請求の年月日
- （3） 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- （4） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号口又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織（アーカイブズの使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下、同じ。）を使用する方法により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- （1） 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
- （2） 利用請求の年月日
- （3） 法第18条第2項の規定を適用する理由
- （4） 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- （5） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 館長は、前2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提示した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。

（利用決定）

第16条 館長は、利用請求があった場合は速やかに、これに係る処分についての決定（以下「利用決定」という。）をしなければならない。ただし、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合その他の時間を要する事情がある場合は、利用請求があった日から30日以内に利用決定をするものとする。この場合において、館長が第11条第5項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 利用決定においては、利用請求のあった特定歴史公文書等ごとに、次の各号に掲げるいずれかの処分を決定するものとする。

- （1） 全部の利用を認めること（ただし、法第19条ただし書の規定に基づき写しを閲覧させる方法を用いる場合にはその旨を明記すること。次号において同じ。）
- （2） 一部の利用を認めないこと

(3) 全部の利用を認めないこと

- 3 館長は、利用決定に関し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、館長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。
- 4 館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、館長は、利用請求のあった日から30日以内（第11条第5項の規定により補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。
 - (1) 本項の規定を適用する旨及び理由
 - (2) 残りの部分について利用決定をする期限

(利用決定の通知)

- 第17条 館長は、利用決定をした場合、当該特定歴史公文書等の利用請求者に対して、次の各号に掲げる事項について記載した通知書（以下「利用決定通知書」という。）により決定の内容を通知しなければならない。
- (1) 利用請求のあった特定歴史公文書等に関する処分の結果
 - (2) 利用請求書において請求した利用が認められない場合（法第19条ただし書の適用により原本の閲覧が認められない場合を含む。）はその理由
 - (3) 利用の方法
- 2 利用決定通知書には、利用請求者が利用の方法を申し出るための書類（以下「利用の方法申出書」という。）を添付しなければならない。
- 3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、次の各号に掲げる方法により行うこともできる。この場合、第1号の方法において必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。
- (1) 利用決定通知書を利用請求者に郵送等する方法
 - (2) 情報通信技術を用いて利用決定通知書を利用請求者に送付する方法

(利用の方法)

- 第18条 特定歴史公文書等の利用は、文書又は図画等については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録については次の各号に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 当該電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの視聴、聴取又は閲覧
 - (2) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - (3) 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付
- 2 前項に規定する電磁的記録の利用の方法は、情報化の進展状況等を勘案して、利用者が利用しやすいものとする。
- 3 利用の方法は、利用請求者が利用請求書又は利用の方法申出書に利用の方法を記載し、館長に提出することにより指定するものとする。
- 4 利用の方法申出書は、利用決定の通知があった日から30日以内での提出を求めるものとする。ただし、利用請求者において、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 利用の方法申出書の提出の方法については、第11条第3項の規定を準用する。

(閲覧の方法等)

第19条 特定歴史公文書等の閲覧は、閲覧室で行うものとする。

2 閲覧室における特定歴史公文書等の利用に関しては、別に定めるところによる。

(写しの交付の方法等)

第20条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、館長は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めものとする。

2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から館長が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、利用請求者から部数の指定を受けた上で実施するものとする。

(1) 文書又は図画（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。次号において同じ。）

ア 複写機により用紙に複写したもの（法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）

イ 第7条により作成された複製物を用紙に出力したもの

ウ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を用紙に出力したもの

エ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

オ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

(2) 電磁的記録

ア 用紙に出力したもの

イ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X0606及び X6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

ウ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

3 館長は、利用請求者から、写しの交付を行う範囲、方法及び部数の指定を受けた場合は速やかに料金表（別表）に基づき手数料額を算定し、当該料金を利用請求者に通知するものとする。

4 館長は、次条に定める手数料の納付が確認されたのち、速やかに写しの交付を行うものとする。

5 写しの交付は、アーカイブズにおいて行うほか、利用請求者の求めに応じ、郵送等により行うこともできるものとする。この場合において、必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。

(手数料等)

第21条 館長は、利用請求者が写しの交付を受ける場合には、料金表に基づき算出した手数料を、次の各号に定めるもののうち、館長が指定する方法により受け取るものとする。

(1) 館長の指定する窓口において直接納入する方法

(2) 館長の指定する銀行口座へ振り込む方法

2 前項の方法をとるための手続に必要な費用は、利用請求者が負担するものとする。

3 館長は、料金表を閲覧室に常時備え付けるとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。

(審査請求)

第22条 館長は、法第21条の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、法第28条第1項に基づく公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 館長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用請求に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 館長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行わなければならない。

第2節 利用の促進

(簡便な方法による利用等)

第23条 館長は、法第16条において利用が認められている特定歴史公文書等について、前節に定める方法のほか、あらかじめ手続を定めた上で、簡便な方法（次項に定めるものを除く。）により利用に供するものとする。

2 館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(展示会の開催等)

第24条 館長は、年度ごとに計画を定めた上で、展示会の開催、館内の見学会その他の取組を行い、特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない。

(特定歴史公文書等の貸出し)

第25条 館長は、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合は、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができるものとする。

(原本の特別利用)

第26条 館長は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、複製物によっては利用目的を果たすことができない場合等原本による利用が必要と認められる場合は、別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、当該原本の利用を希望する者に対し特別に原本を利用に供することができる。

(レファレンス)

第27条 館長は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、レファレンスを行うものとする。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、アーカイブズの業務として情報提供することが適当でないと思われる場合は、この限りでない。

2 館長は、レファレンスの申込みを、閲覧室で受け付けるほか、書面又は電子情報処理組織を利用する方法等により受け付けるものとする。

第3節 移管元部局等の利用

(移管元部局等の利用)

第28条 館長は、特定歴史公文書等を移管した本学の部局等（以下この条において「移管元部局等」という。）が法第24条に定める利用の特例の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して職員証の提示及び移管文書利用申込書の提出を求めるものとする。

2 移管元部局等に属する利用請求者がアーカイブズの閲覧室外での利用を希望した場合、館長は、第19条第1項の規定にかかわらず、30日を限度として、その利用を認めることができるものとする。

第4節 開館日及び利用時間

(アーカイブズの開館)

第29条 アーカイブズは、利用に関する業務を実施するため、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(4) その他アーカイブズの定める休業日

2 館長は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、臨時に開館し又は休館することができる。この場合には、館長は、原則として開館又は休館の2週間前までにその旨及び理由を公表しなければならない。

3 アーカイブズの利用時間は、10時から17時までとする。ただし、特に必要がある場合には、臨時に変更することができるものとする。この場合において、館長は、事前にその旨及び理由を公表しなければならない。

第5章 研修

(研修の実施)

第30条 館長は、アーカイブズの職員に対し、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。ただし、それが不可能な場合は、代替措置を講ずるよう努めるものとする。

2 アーカイブズは、本学の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ並びに向上させるために必要な研修の機会を与えるものとする。館長は、必要に応じて、その研修を行うこともできる。

3 館長は、前2項の研修を実施するときは、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立てるものとする。

4 館長は、第1項及び第2項の研修を実施したときは、歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、研修効果の把握に努めるものとする。

第6章 その他

(保存及び利用の状況の報告)

第31条 館長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 館長は、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。

(規程の備付等)

第32条 館長は、この法人規程について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

(雑則)

第33条 この法人規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章については、法第2条第3項第2号の政令で定める施設として内閣総理大臣の指定を受けた日（平成29年4月1日）から施行する。

附 則（平28.9.29法人規程66号）

この法人規程は、平成28年9月29日から施行する。

附 則（平29.3.23法人規程35号）

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30.9.28法人規程72号）

この法人規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令元.6.28法人規程5号）

この法人規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令2.12.28法人規程73号）

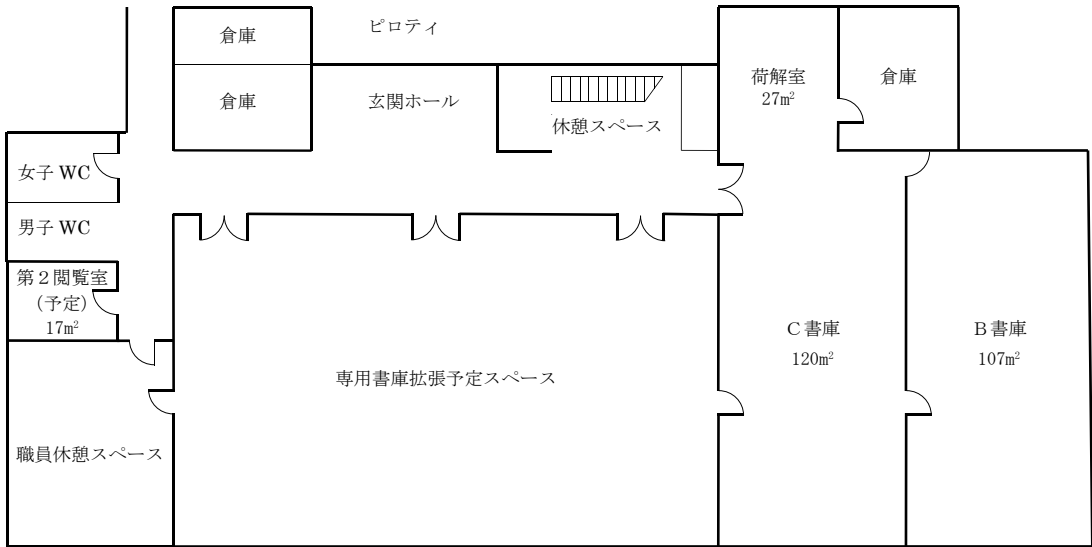
この法人規程は、令和3年1月1日から施行する。

別表 料金表（第20条関係）

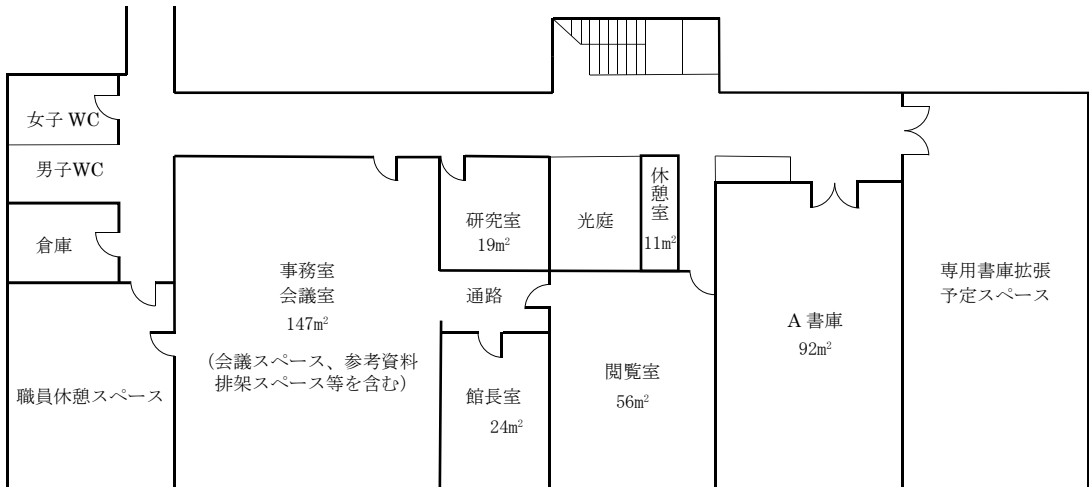
特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
一 文書又は図画（第7条及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	ア 複写機により用紙に複写したものの交付	モノクロは用紙1枚につき10円、カラーは用紙1枚につき20円（いずれもA4～A3まで同額）
	イ 第7条により作成された複製物を用紙に出力したものの交付	
	ウ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	
	エ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額
	オ アーカイブズが貸し出すデジタルカメラにより撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額
二 電磁的記録	ア 用紙に出力したものの交付	モノクロは用紙1枚につき10円、カラーは用紙1枚につき20円（いずれもA4～A3まで同額）
	イ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額
	ウ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に1ファイルごとに80円を加えた額

6、施設 (総面積1,547m²)

平面図 (1階)



平面図 (2階)



7、筑波大学50年史編纂事業

筑波大学は2023年に創立50周年を迎えるが、それに合わせて、本格的な『筑波大学50年史』（通史編・史料編・図説編・その他）を編纂・刊行することとしている。

そのため、2016年12月、筑波大学50年史編纂委員会を設置するとともに、同委員会の下に専門的事項を審議する筑波大学50年史編纂専門委員会を設置し、編纂等の準備を開始した。

令和2年度の筑波大学50年史編纂に係る活動状況は、以下のとおりである。

主な作業

- ・2020年4～12月 広報室からの移管文書選別・入力作業
- ・2021年1～3月 教育審議会議事録からの史料選別・入力作業

8、その他

(1) 展示会の開催

毎年、オープン・キャンパスの際に展示会を開催していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、夏にオープン・キャンパスが開催されず、後日オンラインのみで実施となったため、展示会は開催できなかった。

(2) その他

① 施設整備

2021年1～3月 外壁の塗装工事を行った。

2021年3月 書庫拡張の一環として、1階C書庫について床、パーテーション、遮光ロールカーテンを整備の上、書架20台を設置。(C書庫全体の整備は未完成)



外壁塗装工事の様子



整備前のC書庫スペース



整備途中のC書庫

② 閲覧参考資料の寄贈

昨年に引き続き、水口政次氏（元・東京都公文書館）から筑波大学アーカイブズに対し、下記のアーカイブズ関連文献が寄贈されました。記して感謝申し上げます。当館ではこれらを「水口政次文庫」と名づけ、閲覧室の書棚に排架し、利用者の便に供しております。本誌次号に、これまで御寄贈いただいた全ての書籍及び雑誌等の目録を掲載する予定です。

『国家と秘密 隠される公文書』、『公文書問題と日本の病理』、『図書館用語辞典』、『書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—』（抜刷）、『東京都職制沿革』、『歴史的公文書収集の現状と評価選別』、『東京都教育史資料総覧』第1巻、『第2回公文書館等職員研修会』、『第1回公文書館等職員研修会配布資料』（ファイル）、『ふみくら 日本の文庫案内』、『公文書をアーカイブする—事実は記録されている—』、『アーカイブズ論—記録のちからと現代社会』、『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会機関会員総覧 JSAI データブック'94』、『文書と記録 日本のレコード・マネジメントとアーカイブズへの道』、『アーカイブズ学研究』No.32～33、『記録と史料』第30～31号、『東京大学百年史略年表（稿）』、『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究 昭和56・57年度研究調査報告』、『大学の文書館』（抜刷）、『SAA と大学アーカイブズについて』（抜刷）

③ アーカイブズへの寄付

当館に島田俊平関係文書を御寄贈くださった嶋田俊恒氏より、昨年度に引き続き、本学に対してアーカイブズ事業の運営を目的とした御寄付をいただきました。記して感謝申し上げます。

研究報告編

前身校の「学校一覧」にみえる「入学志望者心得」について

篠塚富士男

はじめに

先に筆者は前身校の「学校一覧」と「年報」に関する小稿を記したが¹、本稿では前稿でみた「学校一覧」の内容の中から特に「入学志望者心得」に着目し検討する。なお本稿でも「学校一覧」の定義と性格については、前稿同様、山田恵吾氏²、山谷幸司氏³、中野実氏⁴の論考に準拠することとする。

「学校一覧」の性格について、中野氏は「現況の概要を表現」するものと述べている。また前身校の学校一覧に関する具体的な内容について、山田氏は「(1880年代以降次第に定型化し) おおよそ学年暦、沿革、法令、規則、職員、生徒、卒業生といった領域による構成が、基本的には継続されている」と述べており、こうした構成をみると確かに「現況の概要」を示すものと理解できる。しかし、前稿でも指摘したように前身校の学校一覧には、ある時期のみ「入学志望者心得」という項目が掲載されている。在学生や卒業生といった「学校関係者」ではなく、これから入学試験を受けようとする志望者を対象とする項目というのは、幅広くとらえれば「現況の概要」であるとはいえ、学校一覧の内容としては異質であると考えざるをえない。前稿では、この項目は学校一覧の広報用資料としての性格を表すもの、ととらえたが、このとらえ方自体に変更はない。しかし、入学志望者を対象とする項目の「異質性」に鑑み、この問題について改めて検討することとしたい。

1 「入学志望者心得」の掲載状況

入学志望者心得は、『高等師範学校一覧 自明治三十年四月 至明治三十一年三月』で初めて章立てされた項目であるが、『東京高等師範学校一覧 自明治三十六年四月 至明治三十七年三月』までは各年度の学校一覧の第四章として章立てされ、その翌年度からは附録の方に移されて、『東京高等師範学校一覧 自大正三年四月 至大正四年三月』まで継続して掲載されている。具体的な掲載状況は以下のとおりである。

(1) 掲載期間

『高等師範学校一覧 自明治三十年四月 至明治三十一年三月』から『東京高等師範学校一覧 自大正三年四月 至大正四年三月』までの18年間。

このうち本文の第四章としての掲載が7年間、附録としての掲載が11年間である。

1 篠塚富士男「前身校の「学校一覧」と「年報」に関する一考察—明治期のものを中心に—」、『筑波大学アーカイブズ年報』第2号(2019年)。
2 山田恵吾「東京高等師範学校他「学校一覧」について」、『筑波大学前史資料調査室ニューズレター』創刊号(1999年)。
3 山谷幸司「はじめに」、『東北大学記念資料室所蔵 学校一覧目録(戦前篇)』、(東北大学記念資料室、1988年)。
4 中野実『東京大学物語』(吉川弘文館、1999年)30頁～42頁。

* 以下、『自明治三十年四月 至明治三十一年三月』であれば年度をとって明治30（年度）と記載する。

(2) 項目の名称

1) 本文第四章期

- ・入学志望者心得（明治30～35の6年間）
- ・入学試験準備心得（明治36、1年間のみ）

*項目の名称の問題では、たとえば『東京高等師範学校一覧 自明治三十五年四月 至明治三十六年三月』には「第四章 入学志望者心得（明治三十三年二月定）」という形で記載されており、学内規則としての「入学志望者心得」は明治33年2月に制定されていることがわかる。しかし、明治36年度の学校一覧は「入学試験準備心得」という名称になっているが「(明治三十三年二月定)」はそのまま残っている。これにより、名称が異なる2つの心得が明治33年2月に同時に制定されたのか、という疑問が生じるが、これについては内容の詳細を見ていく中で改めて検討する。

2) 附録期

- ・入学志望者心得（明治37～43の7年間）
- ・東京高等師範学校入学志望者便覧（明治44、1年間のみ）
- ・東京高等師範学校予科入学志望者便覧（明治45～大正3の3年間）

この掲載状況と内容の詳細をまとめたものが表1である。

この掲載状況から学校一覧における「入学志望者心得」の取り扱いをみると、以下のような複数の視点による分類（区分）を考えることができる。

表1 「入学志望者心得」の掲載状況

掲載場所	名称	内容の詳細	年度
本文 第四章	入学志望者心得	第一 準備心得	明治30～33
		第二 学資ニ関スル心得	
	(入学志望者心得)	第一 学科目及び修業年限	明治34～35
		第二 入学試験準備心得	
第三 入学及び学資ニ関スル心得			
入学試験準備心得	(入学試験準備心得)	明治36	
附録	入学志望者心得	入学試験ニ関スルコト	明治37～43
		入学及び学資ニ関スルコト	
	東京高等師範学校 入学志望者便覧	第一 目的、学科、修業年限及学年	明治44
		第二 入退学及学資等	
		第三 入学試験準備心得	
		第四 入学願書履歴書及身体検査書書式等	
	東京高等師範学校 予科入学志望者便覧	第一 目的、学科、修業年限及学年	明治45～大正3
		第二 入退学及学資等	
		第三 入学試験準備心得	
		第四 入学願書履歴書及身体検査書書式等	

①本文の第四章としての掲載か、附録としての掲載か（目次の構成上での扱い）

- ・本文第四章期 明治30～36
- ・附録期 明治37～大正3

②項目の名称（名称の問題）

- ・入学志望者心得（明治30～35, 37～43）
- ・入学試験準備心得（明治36）
- ・東京高等師範学校入学志望者便覧（明治44）
- ・東京高等師範学校予科入学志望者便覧（明治45～大正3）

③内容の詳細

- ・準備心得、学資ニ関スル心得（明治30～33）
- ・学科目及び修業年限、入学試験準備心得、入学及び学資ニ関スル心得（明治34～35）
- ・（入学試験準備心得）（明治36）
- ・入学試験ニ関スルコト、入学及び学資ニ関スルコト（明治37～43）
- ・目的、学科、修業年限及学年、入退学及学資等、入学試験準備心得、入学願書履歴書及身体検査書書式等（明治44～大正3）

これらの視点によって、「入学志望者心得」の位置づけを考えてみたい。

1.1 目次の構成上での扱い

「入学志望者心得」の目次の構成上での扱いとしては、「本文に章立てしているか」という点が大きな問題になる。これについては①にあるように、本文に章立てしているのは明治30年度～36年度の期間であるが、この時期の学校一覧の目次を見ると、たとえば『高等師範学校一覧 自明治三十年四月 至明治三十一年三月』では

（学暦・祝賀式）、第一章 沿革略、第二章 高等師範学校ニ関スル勅令及び省令、第三章 高等師範学校諸規則細則類、第四章 入学志望者心得、第五章 職員、第六章 生徒、第七章 卒業生姓名及び卒業後状況、附録（本校生徒卒業式ニ於ケル学事報告、本校及び附属校館土地建物略図）

となっている。この明治30年度～36年度の期間では「学暦」が「学年暦」の表記となったり、「高等師範学校ニ関スル勅令及び省令」が「高等師範学校ニ関スル勅令及省令訓令」となったりするという多少の変更はあるが、基本的には本文の構成は変わっていない。さらにこの構成自体は『東京高等師範学校一覧 自明治四十四年四月 至明治四十五年三月』で

第一章 学年暦（自明治四十四年四月至同四十五年三月）、第二章 沿革略、第三章 法令、第四章 本校諸規則、第五章 職員、第六章 生徒、第七章 卒業生、附録（第一 明治四十四年三月本校卒業証書授与式、第二 入学志望者便覧、第三 東京高等師範学校校友会）

と文言が改められるまで「入学志望者心得」の項目を除いては継続して採用されており、明治30年度～43年度の期間の章立ては、明治37年度に「入学志望者心得」を本文第四章から附録に移した以外は変わっていない。ちなみに『高等師範学校一覧 自明治二十九年四月 至明治三十年三月』は手書きのものしか残っていないが、

第一章 沿革略、第二章 法令規則、第三章 敷地建物、第四章 職員、第五章 生徒、第六章 卒業生、第七章 学暦

という構成であり、明治30年度以降のものとは記載順序や表記の点で違いがある。

こうした状況を整理すると、

- ・明治30年度に「入学志望者心得」の項目が本文に章立てされた
- ・明治37年度に「入学志望者心得」が附録に移された
- ・大正3年度で「入学志望者心得」(入学志望者便覧)の掲載が終了した

ということになる。

1.2 名称の問題

ここでは大きく二つ検討すべき問題がある。一つは先に述べた明治36年度に1年間だけ出てきた「入学試験準備心得(明治三十三年二月定)」とそれ以前の「入学志望者心得」の関係、もう一つは明治44年以降「入学志望者便覧」と名称が変わった問題である。

まず前者であるが、③でみたように明治30年度から36年度の期間は、その記載内容(内容の詳細)によって以下の三つに区分することができる。

- ・準備心得、学資ニ関スル心得(明治30～33)
- ・学科目及び修業年限、入学試験準備心得、入学及び学資ニ関スル心得(明治34～35)
- ・(入学試験準備心得)(明治36)

これらを比較すると、「準備心得」という文言自体はこの期間中ずっと用いられており、明治36年度の「入学試験準備心得」という名称も、明治34年度以降同じ名称で記載されていることがわかる。さらに明治35年度の「入学試験準備心得」と明治36年度のを比較すると内容はまったく同じである。この結果により明治36年度の「入学試験準備心得」は明治33年2月に制定された「入学志望者心得」の一部であることがわかる。明治36年度の学校一覧に「入学試験準備心得(明治三十三年二月定)」と記載されているので紛らわしいが、明治33年2月に2種類の心得が制定されたわけではない。

次に後者であるが、明治44年以降の「入学志望者便覧」は、それ以前の「入学志望者心得」とは内容の詳細も違い、また内容の詳細の名称は同じ「入学試験準備心得」であっても、たとえば明治36年のものとも内容・文言が異なる。またこの明治44年の「入学志望者便覧」における「入学試験準備心得」は、明治37～43年度の「入学志望者心得」中の「入学試験ニ関スルコト」の内容を引き継いでいるものであるが、これらとも内容・文言が異なっている。一例をあげると明治43年度の「入学試験ニ関スルコト」の地理の部分は

地理科ハ本邦地誌、外国地誌及ヒ地文ヲ含ミ就中本邦地誌ハ最モ詳密ナルヲ要シ(略)

と記述されているが、明治44年度の「入学試験準備心得」の地理の部分は

地理ハ日本地理、外国地理、自然地理及ヒ人文地理ヲ含ミ就中日本地理ハ特ニ詳密ナルヲ要シ(略)

と記述されている。「内容の詳細」が変わったことともあわせ、明治44年以降の「入学志望者便覧」は単純にそれ以前の「入学志望者心得」を継承したのではなく、まさに「便覧」として整備されたものと評価できる。

1.3 内容の詳細

1.3.1 入学志望者心得前文

表1および③から、記載項目は

- a) 入学試験準備心得
- b) 学資に関すること
- c) 目的、学科、修業年限
- d) 入学願書等の書式

に大別されることがわかる。しかし、こうした具体的な項目の前に前文の記載があるものがある。それは明治30～32年度のもので内容は同一である。以下に明治30年度の前文の一部を引用する。

第四章 入学志望者心得

高等師範学校ハ現時ノ制ニヨリテ本校ニ本科研究科、専修科、及ビ撰科ヲ置ク今此ノ諸科ニ入学ヲ志望スル者ノ為メニ其ノ心得トシテ必要ナルコトヲ挙グルコト左ノ如シ
抑教育者ノ具フベキ資格ハ多カレド（以下略）

この前文ではまず「入学ヲ志望スル者ノ為メニ其ノ心得トシテ必要ナルコトヲ挙グル」と、「入学ヲ志望スル者」を対象とした心得であることを明らかにしている。

次いで「教育者ノ具フベキ資格」を書き上げたあと、「殊ニ本科生ハ国費ヲ以テ養成スル所ノ者ナレバ其ノ責任ノ更ニ重キモノアルヲ以テ一層ノ注意ヲ要ス」と、（本科生は）国費によって養成される学生であることに注意を要すとしている。

また「本科生徒ヲ取ルニハ（略）府県知事ノ薦挙シタル者ニ就キ撰抜スルニ当リ府県庁ニ託シテ撰抜試験ヲ行フガ故ニ親シク薦挙生ノ人物ヲ察シ仔細ニ其ノ人ト為リヲ知ルコト難キハ常ニ遺憾トスル所ナリ」と「府県知事ノ薦挙シタル者」を「府県庁ニ託シテ撰抜試験ヲ行フ」という選抜試験の実態を示したあと、「今本校本科ニ入学セント欲スル者ハ平生如何ナル心得ヲ以テ学業ヲ修ムベキカヲ示サント欲スルモ其ハ頗ル多端ニ渉ルヲ以テ唯入学試験ノ学科目ニ就キテ準備ノ心得ヲ示スニ止メントス」と記述している。すなわちここでは「唯入学試験ノ学科目ニ就キテ準備ノ心得ヲ示ス」と、この入学志望者心得作成の目的を示している。

1. 3. 2 入学試験準備心得

この明治30年度の入学志望者心得をさらに見ていくと、この前文に続いて「第一、準備心得」と「第二、学資ニ関スル心得」の記載がある。「第一、準備心得」では「高等師範学校本科生徒ハ通例一定ノ資格ヲ有スル者ニ就キテ予メ入学準備心得ヲ定メ以テ試験ヲ施シ選抜スル者ナレドモ各自従前ノ修業区々其ノ途ヲ異ニスルヨリシテ本校ノ期望ニ合セサル者多シ仍テ茲ニ予メ入学準備心得ヲ定メ以テ入学志望者修業ノ指針トナサシム」と、入学志望者の学力が「本校ノ期望ニ合セサル」者が多いことから、「修業ノ指針」を具体的に書き上げている。その内容は、まず文科・理科志望者のそれぞれの入学試験科目を示すとともに、それらの試験科目について具体的に指針を示している。たとえば英語については「英語ハ簡易ナル英文（ニューナショナル第五読本、マコーレー氏クライブ伝ペインター氏教育史ノ程度）ヲ甚シキ誤謬ナクシテ音読シ之ヲ明瞭ニ解釈シ及ビ其ノ文章中緊要ナル文法上ノ説明ヲ為シ得ルコトヲ要シ又平易ナル短篇ノ甚シキ誤謬ナクシテ綴り得ルコトヲ要ス」と、具体的な書名をあげるとともに「本校」側の要求水準を示している。他の科目についても同様に指針を示しているが、前文の内容からも、入学志望者に対してこの「準備心得」を示すことがこの入学志望者心得の最大の目的となっている。

なおこの「準備心得」は、先に大別した a) ～ d) の区分でいえば「a) 入学試験準備心得」にあたるが、a) に相当する内容は多少の文言の違いはあるものの、以下のように明治30年度から大正3年度まで、すなわち入学志望者心得・入学志望者便覧が掲載されたすべての時期で掲載されている。

- ・準備心得（明治30～33）
- ・入学試験準備心得（明治34～35）
- ・（入学試験準備心得）（明治36）
- ・入学試験ニ関スルコト（明治37～43）

・入学試験準備心得（明治44～大正3）

また、個々の科目の「修業ノ指針」は年度が進むにつれて変化していくものの⁵、「修業ノ指針」を示すという記載の目的に関する記述自体は変化しておらず、この部分が入学志望者心得の核心となることがわかる。

1.3.3 学資に関すること

次に「第二、学資ニ関スル心得」では、まず「本科生ハ総ベテ寄宿舎ニ入ラシメ学資ヲ本校ヨリ支給サル、モ当初一学期間ハ仮入学ヲ許シ該期間ハ全ク自費トス（但シ授業料ヲ徴集セズ）」と、本科生は学資が学校から支給されるが仮入学の期間には自費であることを記述し、本入学が許された時から「学資（食料及び被服費）ヲ支給セラレ又修学旅行ヲナサシムル時ハ其ノ費用ヲ給セラル」と学校から支給される費用の内訳を示している。ただし教科用図書や筆墨紙等の学用品、寄宿舎諸雑費などは「卒業マデニ凡金二百円ヲ自弁スルヲ要ス」と、自費負担すべきおおよその金額を示している。これに続き、「研究生専修生及び撰科生ハ目下凡テ自費トス」と本科生以外の生徒についての記述がある。

この学資支給の根拠は、師範学校令（明治19年4月9日勅令第13号）⁶第9条に「師範学校生徒ノ学資ハ其学校ヨリ之ヲ支給スヘシ」と規定されていることにあるが、師範学校令は明治30年10月6日に師範教育令（明治30年勅令第346号）が公布されたことにより廃止され、学資支給については師範教育令第7条に「高等師範学校女子高等師範学校及師範学校生徒ノ学資ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ学校ヨリ之ヲ支給スヘシ」と改められた。これを受けて、明治31年度の学校一覧には、高等師範学校生徒学資支給規程（明治31年4月1日文部大臣訓令）が掲載されている。その中では（一）本科生徒学資支給規程と（二）臨時官費専修生学資支給規程に分かれ、本科生徒の方の第1条は「本校生徒ニ支給スベキ学資ハ被服及び食費ノ二種トス」、臨時官費専修生の第1条は「臨時官費専修生ニ支給スベキ学資ハ食費トス」となっているが、入学志望者心得中の「学資ニ関スル心得」はこうした規定を受け、さらに自費支弁分の内容やおおよその必要金額を示すものとなっており、まさに「心得」という性格のものであることがわかる。なお、明治30年の学校一覧は明治30（1897）年9月23日発行、明治31年のものは明治31（1898）年7月16日発行であるが、まさにこの時期に師範教育令が公布されており、師範教育の枠組みが大きく変わった時期にあたっている。

この学資関係の心得、すなわち先の区分の「b）学資に関すること」も、明治30年度から大正3年度まで、明治36年度を除くすべての時期に掲載されている。

- ・学資ニ関スル心得（明治30～33）
- ・入学及び学資ニ関スル心得（明治34～35）
- ・入学及び学資ニ関スルコト（明治37～43）
- ・入退学及学資等（明治44～大正3）

ただし学資支給に関しては学科によって支給内容が異なってくる等の事情があり、明治34年度以降大正3年度までは「入学及び学資ニ関スルコト」あるいは「入退学及学資等」という項目名で「入学」と関連付けて記述されている。たとえば大正3年度の学校一覧には高等師範学校予科本科及研究科生徒学費支給ニ関スル件（明治36年12月18日文部大臣訓令、（略）、44年4月6日訓令改正）や高等師範学校官費

5 たとえば大正3年度の英語については「英語ハ普通ノ文章ヲ正確ニ音読シ明瞭ニ解釈シ且ツ文法ノ大要ニ通シ平易ナル文ヲ綴リ得ルコトヲ要ス」と記されている。

6 『師範教育関係法令の沿革』（文部省教育調査部、1938年3月）所収。以下、本稿で引用している師範教育関係の法令は、学校一覧中からの引用分を除き、すべて同書からの引用である。

専修生学資支給規程（明治32年3月29日文部大臣訓令、(略)、39年1月訓令改正）が掲載されているが、「入退学及学資等」に記述されている内容は当然のことながらこれらの訓令に沿ったものである。したがって学費関係の心得は、学校独自のものとして定めたというよりも高等師範学校一般のものとして掲げているという性質をもっている。

1.3.4 目的、学科、修業年限

次に「c) 目的、学科、修業年限」であるが、これは明治34年度に「学科目及び修業年限」と項目立てされ35年度も同じ項目で記載されている。しかしその後この名称では掲載されず、しばらく間があり明治44年度～大正3年度に「目的、学科、修業年限及学年」という名称で記載されている。

- ・学科目及び修業年限（明治34～35）
- ・目的、学科、修業年限及学年（明治44～大正3）

明治34年度に「学科目及び修業年限」が掲載されたのは明治33年度から規則が変わったという理由によるものであり、「学科目及び修業年限」の冒頭に「高等師範学校ノ学科目及修業年限ハ明治三十三年度ヨリ左ノ如ク改正ス」として「一、高等師範学校ノ学科ヲ分チテ予科、本科、研究科トス 一、修業年限ハ予科一年、本科三年、研究科一年トス（以下略）」と、学科目等の変更後の状況を記載している。

この明治33年度の改正とは高等師範学校規程の改正にともなうものである。すなわち明治27年に定められた高等師範学校規程（明治27年4月6日、文部省令第11号）第1条に「高等師範学校ノ学科ヲ分チテ文科理科トス」とあったものが同規程の改正（高等師範学校規程中改正、明治33年1月20日、省令第1号）で「第1条 文科理科ヲ「予科本科研究科」ニ改メ左ノ第二項ヲ加フ 本科ヲ分チテ四学部トス」と改正され、これにともなって修業年限も変更されたことによる。これについては、同じ明治34年の学校一覧中で「第三章 高等師範学校諸規則細則類」の中に掲載されている「第一、高等師範学校規則（明治33年6月2日改正）」に「第二章 学科及び修業年限」があり、この中に高等師範学校規程改正の内容が盛り込まれている。これを入学志望者心得中の「学科目及び修業年限」と比較すると、「学科目及び修業年限」の方は条文形式ではなく一つ書きで示されていて、内容も簡略化されたものになっている。

なお、この前後の年度を見ていくと、たとえば明治33年の学校一覧にも「高等師範学校諸規則細則類」の中に「高等師範学校規則」は掲載されており、その第二章は同様に「学科及び修業年限」であるが、前述のように明治33年の入学志望者心得には「学科目及び修業年限」の項目はなくそうした内容も記載されていない。また入学志望者心得が附録に回された明治37年度の学校一覧でも「東京高等師範学校諸規則細則類」にあがっている「東京高等師範学校規則」に「第二章 学科及び修業年限」があるが入学志望者心得には「学科目及び修業年限」の項目はないので、明治34・35年度の学校一覧に「学科目及び修業年限」の項目があるのはやや例外的な扱いであるが、それだけ「予科本科研究科」の学科編成となったことが大きな変更であったことを反映しているといえるかもしれない。

一方、明治44年度～大正3年度の「目的、学科、修業年限及学年」では、「目的」という言葉が加わっているが、たとえば明治44年度の例を見ると、目的を記述している部分である「(一) 本校ハ師範学校、中学校、高等女学校ノ学校長及ヒ教員タルヘキ者ヲ養成シ兼ネテ普通教育ノ方法ヲ研究スルヲ以テ目的トス」は同年の「第四章 本校諸規則」の中にある東京高等師範学校規則（明治36年4月制定）の「第一章 目的」の第1条とまったく同じ文言であり、それ以降の記述も東京高等師範学校規則の前半部分の文言とほとんど同じである。この記述形式は大正3年度に至るまでずっと同様であって、入学志望者向けに東京高等師範学校規則の中から必要部分を抜き出した形になっているが、これはまさしく便覧という名称に即した記述であるといえる。

1. 3. 5 入学願書等の書式

「d) 入学願書等の書式」は明治44年度から大正3年度までの「入学志望者便覧」になってから追加されたものである。

・入学願書履歴書及身体検査書書式等（明治44～大正3）

これについては明治44年度の学校一覧では項目だけが記載され内容は省略されているが、明治45年度から大正3年度のものはいずれも同一文面で書式そのものが記載されている。また記載されている内容は、単に書式というだけにとどまらずサンプルとしてそのまま使用できる文例となっており、たとえば入学願書については以下のように記載されている。

●入学願書（用紙美濃紙）（薦拳ニ依ラサルモノ）

私儀師範学校中学校高等女学校教員志望ニ有之候ニ付学力御試験ノ上御校 予科生 何々専修生 トシテ入学仕候儀御許可相成り度別紙履歴書、身体検査書、学業成績書（師範学校中学校卒業生ニ限り要ス）相添へ此段奉願候也（以下略）

このように文例が示されているとともに「（用紙美濃紙）」と用紙についての注意なども記されており、入学志望者にとって親切な記述となっている。なお、この書式は東京高等師範学校規則の中に示されている書式の中から必要部分を抜き出したもので、規則にある書式そのものがすぐに利用できるような形で制定されている。

以上見てきたように、入学志望者心得の最大の目的は、「a) 入学試験準備心得」により入学試験科目に関する学校側の要求水準を示すことにあったと考えられる。それ以外の「b) 学資に関すること」、「c) 目的、学科、修業年限」、「d) 入学願書等の書式」については、b) と c) は師範学校令、師範教育令という勅令を受けた学校としての規則（高等師範学校規則、東京高等師範学校規則）の内容を簡略化したもの、d) は東京高等師範学校規則の中に示されている書式の中から必要部分を抜き出したものであるが、b) と c) は高等師範学校一般に通じるものであるのに対し、d) は東京高等師範学校が定めた書式を示したものであるという違いがある。しかし、a) ～ d) のいずれも入学志望者用に特化した情報を提供するものであり、特に「入学志望者便覧」という名称となった明治44年度～大正3年度の学校一覧においては、まさに「便覧」として入学志望者に対する懇切丁寧な案内となっている。

2 奈良女子高等師範学校における入学志望者心得

学校一覧に入学志望者心得を掲載するのは一般的ではなく、東京高等師範学校においても、前述のとおり高等師範学校時代を含め明治30年度から大正3年度までの18年間のみである。そこで、こうした心得は例外的に東京高等師範学校のみで掲載されていたのか、という疑問が生じるが、奈良女子高等師範学校でも学校一覧に入学志望者心得が掲載されていた時期がある。国立国会図書館からデジタル画像としてインターネットに公開されている「奈良女子高等師範学校一覧」を調査すると、公開されている限りでは、大正元年度から昭和12年度までの期間に本文ではなく「附録」の中に入学志望者心得（大正10年度以降は入学志願者心得）が掲載されている。

2. 1 奈良女子高等師範学校における記載内容

奈良女子高等師範学校では東京高等師範学校とは違って本文に入学志望者心得が記載されたことはなく、初めから附録の中に掲載されている。その内容を大正元年度の例で見ると次のようになる。

一 本校ノ目的、二 学科及修業年限、三 入学資格（入学者選抜規則参照）、

四 入学志願手続、五 薦挙及選抜、六 身体検査及口頭試問、七 入学及寄宿、
八 学資、九 保証人

これを見ると、東京高等師範学校の入学志望者心得の内容で重視されていた「入学試験準備心得」、すなわち入学試験科目の要求水準に関する記述はまったく見られない。これについては、「三 入学資格」に以下のような記述がある。

本校ニ入学スルニハ年齢十七年以上二十二年未満ノ者ニシテ左記ノ条件ヲ具備シ地方長官ヨリ薦挙セラルルヲ要ス

(一) 師範学校又ハ高等女学校（修業年限四箇年以上）ノ優等卒業生ナルコト但師範学校高等女学校本科在学中ノ優等生徒ニシテ当該学校長ニ於テ現学年内ニ卒業スヘシト認メタル者ハ本文卒業生ニ準シ薦挙セラルルコトヲ得

(二) 夫ヲ有セサルコト

備考 本校ニ於テハ各地方長官ヨリ薦挙セラレタル者ニ就キ体格検査及口頭試問ヲ行フモ別ニ学科ニ関スル選抜試験ヲ行ハス

すなわち奈良女子高等師範学校では、「薦挙セラレタル者」の学科に関する選抜試験は行わないので、入学試験科目の要求水準に関する記述は不要ということになる。

この入学志望者心得は、科目に関する記述がない反面、入学志願手続や入学及寄宿、保証人といった東京高等師範学校には記載されていない項目がある。これらはきわめて実務的な内容であるが、こうした記述からも奈良女子高等師範学校の入学志望者心得は、入学に関する規則や手続きについての簡潔な案内という性格をもつものであるといえる。

しかし、学力についてはやはり問題が生じており、大正6年度の入学志望者心得の「二、本校教育ノ方針及生徒タル者ノ資質」には以下の記述がある。

(四) 英語ノ素養不十分ナルモノハ英語学習上困難ナルノミナラス他ノ学科目学習上ニモ影響少ナカラサルヲ以テ入学志望者ハ高等女学校卒業程度ノ英語ノ学力アルヲ要ス故ニ高等女学校ニ於テ正科トシテ英語ヲ学習セサリシモノニアリテハ英語学習ノ経歴ヲ詳細履歴書中ニ記入シ其学習セル書名及程度ヲ明示スヘシ英語学習不十分ト認ムルトキハ選抜セサルコトモアルヘシ

ここでは「学習セル書名及程度」と記述しているが、東京高等師範学校の明治30年度の準備心得で「ニューナショナル第五読本、マコーレー氏クライブ伝ペインター氏教育史ノ程度」と具体的な書名をあげていることを思い起こさせる。

大正10年度以降、入学志望者心得は入学志願者心得と名称が変わる。大正10年度の内容は以下の通りである。

一、如何ナル学校テアルカ、二、如何ナル準備ヲ要スルカ、三、生徒募集、
四、入学志願手続、五、薦挙及選抜、六、入学及寄宿、七、学資、八、保証人、
九、服務義務

この心得の特徴の一つは「ですます調」で書かれていることである。たとえば「一、如何ナル学校テアルカ」は「入学ヲ志願スル人ハ先ツ本校ノ如何ナル学校テアルカヲ知ラナケレハナリマセン」という文で始まっている。こうした敬体による表記はこれ以降の心得でも踏襲されており、女子高等師範学校という特性を考慮して入学志願者に丁寧の説明しようという意図があるものと思われる。また「二、如何ナル準備ヲ要スルカ」では「本校ノ生徒ハ地方長官ノ薦挙ニ基キ本校テ詮議ヲシテ入学ヲ許スノテアリマスカラ、入学ノ為ニハ試験ノ準備ヲ要シマセン。高等女学校又ハ師範学校テノ成績カ良ク身体カ丈夫テ品性カ宜シケレハ選抜ニ預カルコトカ出来マス」と入学試験のための準備は不要であると明言してお

り、これらのことから、東京高等師範学校の入学志望者心得とはかなり印象が異なるものになっている。一方、同年度から記載が始まった「保姆養成科入学志望者心得」は、内容の構成自体は入学志願者心得とはほぼ同じであるものの、文体としては常体が使われていて、この特徴はこれ以降も変わっていない。これは、たとえば大正10年度の例でいうと、1年生のうち文科は21名、理科は20名、家事科は39名、選科は9名であるのに対し、保姆養成科は18名と在籍者数がかなり少なく、この傾向がその後も続いていることや、志願手続としては入学願書、履歴書、成績調査書等を直接本校に提出し試験は行わずにその書類によって選抜する、とされていて本科のように地方長官の薦挙という形ではないことなどに関係があるのかもしれない。

2.2 入学志望者心得に対する評価

すでに述べてきたことであるが、東京高等師範学校と奈良女子高等師範学校の入学志望者心得を比較すると、個々の記述等ではかなり特徴が異なっているものの、基本的な性格は共通するところがあると考えられる。以下に改めて整理する。

- 1) 東京高等師範学校の入学志望者心得の最大の目的は、入学試験準備心得、すなわち入学試験科目に関する学校側の要求水準を示すことにあったと考えられる。記載されている内容のうちのそれ以外の事項である学資、目的、学科、修業年限、書式等に関するものは、法令や学校の規則を簡略化したり必要部分を抜き出したりしたものであるのに対し、入学試験準備心得は東京高等師範学校が独自に設定したものであり、学校としての学力の水準の維持を目的とするものであった。
- 2) 東京高等師範学校では、明治44年度以降、入学志望者心得は入学志望者便覧と名称が変更され、内容も大幅に増補された。入学志望者心得・入学志望者便覧は、ともに入学志望者用に特化した情報を提供するものと評価できるが、特に入学志望者便覧は、「便覧」として入学志望者に対する懇切丁寧な案内となっている。
- 3) 奈良女子高等師範学校の入学志望者心得には、入学試験科目の要求水準に関する記述はまったく見られない。その反面、志願手続や保証人といった東京高等師範学校には記載されていない項目があり、入学に関する規則や手続きについての簡潔な案内という性格をもつものであるといえる。
- 4) 奈良女子高等師範学校では、大正10年度以降、名称が入学志願者心得と変更されるとともに、文体も敬体となる。これは、女子高等師範学校という特性を考慮して入学志願者に丁寧に説明しようという意図があるものと思われる。
- 5) 他の学校ではこのような心得を学校一覧に掲載している例はあまりないが、この両校については、入学志望者に対する案内として、さらに言えば広報の手段として学校一覧を利用して入学志望者心得を掲載しているものと考えられる。前稿でみた通り高等師範学校一覧に売捌所が記載されたのは明治34年度が最初であったが、前述のように明治34年度の入学志望者心得に初めて「学科目及び修業年限」が掲載されていることは必ずしも偶然とはいえず、明治33年の高等師範学校規程の重要な改正を入学志望者に広報するという狙いもあったものと考えられる。

3 東京高等師範学校の入学志望者と入試倍率

学校一覧に広報の狙いを持って入学志望者心得の掲載を始めた背景には、全国各地に入学志望者がいて東京高等師範学校の学生の選抜に関する情報を各地で必要とした、という事情もあったと考えられる。たとえば明治35年から明治44年までの10年間の東京高等師範学校予科の入学志願者、及び入学者数

表2 自明治三十五年 至明治四十四年
東京高等師範学校予科入学志願者及
入学者調査表 (抜粋)

	県名	志願者	入学者	倍率
1	長野	280	80	3.50
2	兵庫	262	65	4.03
3	新潟	328	61	5.38
4	福島	259	47	5.51
5	茨城	348	42	8.29
6	福岡	246	41	6.00
7	三重	201	39	5.15
8	千葉	240	37	6.49
9	群馬	212	36	5.89
9	岡山	179	36	4.97
	愛知	250	33	7.58
	大阪	129	20	6.45
	東京	166	15	11.07
全国	全国	7,829	1,186	6.60

出典：『東京高等師範学校沿革略志』
(東京高等師範学校、1911)

12年度までは表2で見た明治後期10年間の平均倍率6.60に及ばないものの、大正13年度以降は志願者が大幅に増加し、それにとまって倍率も12倍を超えるような状況になっている。ことに昭和5年度は志願者が4,000人を超え倍率も17倍以上となっていて、受験生が殺到している状況がうかがえ、明治期から昭和初期まで継続して東京高等師範学校の「人気」が高かったことがわかる。

4 高等師範学校の広報の方法

前稿で「文部省としても、明治9年の段階で学校一覧を学校の広報用資料としてとらえていたことを示している」と記したが、学校一覧以外の広報の方法の例について簡単に見ておきたい。

4.1 東京高等師範学校要覧

まず前稿でも言及した要覧について、その後の調査で判明したことを追加しておきたい。要覧は『東京高等師範学校要覧』(明治44年11月30日発行)1点のみが発行されており、前稿では明治44年度の学校一覧と比較して「要覧は学校関係者や入学志望者といった特定の層ではなく広く一般(団体を含む)に無償で配布した広報用資料ではないかと考えられる。また年度が入っていないことや写真が多いことか

とその倍率は表2のようになっている。

これは『東京高等師範学校沿革略志』の附録から入学者の上位10位までの出身県名と志願者、入学者のデータを抜き出し、これによって計算した倍率を付したものである。参考のため愛知・東京・大阪のデータも付したが、これによると、明治後期の10年間の統計で、全国の平均倍率が6.60倍となっており、かなり倍率が高かったことがわかる。また入学者上位10県を見ても、関東地方から3県ランクインしているものの目立った地域的な偏りはなく、全国から入学者(ならびに志願者)が出ていることがわかる。東京や大阪、名古屋のような大都市がある地域からの志願者や入学者も必ずしも多いわけではないが、ことに学校の所在地である東京が志願者・入学者とも多くはなく、また倍率がかなり高くなっているのは意外である。東京高等師範学校が全国から志願者を集めたのは、高等師範学校が東京と広島のみであったことに加え、地方庁でも受験できたことや、学資が支給されること⁷などの要因があったものと思われる。

また表3は『創立六十年』の附録から明治44年度から昭和6年度までの志願者、入学者のデータを抜き出し、これによって倍率を計算して、志願者数と倍率の変化を表にし、あわせてこれをグラフ化したものである。これを見ると、大正

7 明治44年の入学志望者便覧には以下のような記述がある。

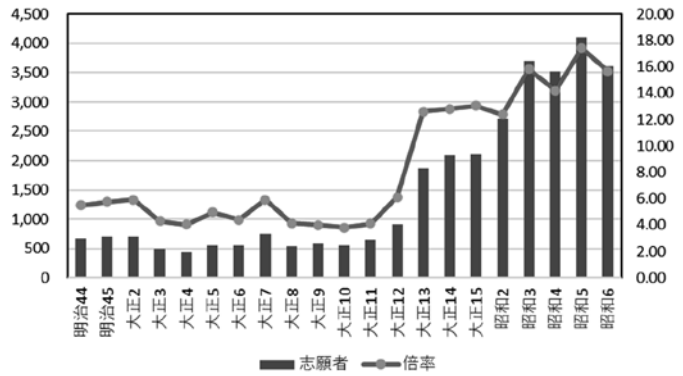
第二 入退学及学資等

(三) 入学試験ハ(略)本校及ヒ地方庁ニ於テ試験シ(以下略)

(五) 学資ハ給費甲(月額七円)、同乙(月額四円)及ヒ私費ノ三種トス(以下略)

表3 東京高等師範学校志願者数と倍率
の変化（明治44年度～昭和6年度）

年度	志願者	倍率
明治44	666	5.50
明治45	709	5.76
大正2	699	5.92
大正3	491	4.31
大正4	431	4.03
大正5	555	4.96
大正6	559	4.40
大正7	753	5.93
大正8	536	4.12
大正9	591	3.99
大正10	551	3.80
大正11	638	4.09
大正12	911	6.11
大正13	1,868	12.62
大正14	2,091	12.83
大正15	2,101	13.05
昭和2	2,722	12.37
昭和3	3,706	15.84
昭和4	3,527	14.22
昭和5	4,109	17.41
昭和6	3,605	15.67



志願者数と倍率の変化（明治44～昭和6）

出典：創立六十年（東京文理科大
学、1931）

らも（略）その性格は現在の大学概要などの広報資料と似ているものと思われる」と結論付けた。以下は前稿で作成した明治44年度の学校一覧と要覧を比較した表を（一部訂正の上）再掲したものである。

<p>東京高等師範学校一覧 自明治四十四年四月 至明治四十五年三月 明治44年10月28日発行 印刷所 三秀舎 売捌所 丸善</p>	<p>①学年暦、②沿革略、③法令、④本校諸規則、⑤職員、⑥生徒、⑦卒業生、附録（①卒業証書授与式、②入学志望者便覧、③校友会）、図面</p> <p>写真：校舎前景</p>
<p>東京高等師範学校要覧 明治44年10月30日発行 印刷所 三秀舎 （売捌所 記載なし）</p>	<p>①学年暦、②法令、③本校諸規則、④職員、⑤生徒、⑥卒業生、附録（①卒業証書授与式、②校友会）</p> <p>写真：①本校講堂、②寄宿舎全景、③附属中学全景、④附属小学校全景、⑤附属教育博物館全景</p>

しかしその後の調査で、この要覧は東京高等師範学校創立四十年を記念して出版されたものであることが判明した。『東京高等師範学校図書館和漢書書名目録：五十音順』（東京高等師範学校、1915年3月）に「東京高等師範学校要覧（創立四十年記念） 明治四四 一冊」という記述がある。「要覧」本体には「創立四十年記念」というような文言は見当たらないが、東京高等師範学校図書館が作成した目録に記載されている情報なので、「創立四十年記念」として発行された記念出版物であることは間違いない。そう考えると前稿で提示した

- ・全体としては要覧は一覧の簡易版のような印象を受ける。しかし、両者をほぼ同時に発行しているのは、発行の目的が異なるためであると考えられる。
- ・売捌所の記載の有無で、一覧にあって要覧にない、ということから要覧は非売品であったと推測できる。
- ・要覧は学校関係者や入学志望者といった特定の層ではなく広く一般（団体を含む）に無償で配布した広報用資料ではないかと考えられる。
- ・要覧は作成した年度だけではなく何年かにわたって使用された可能性も高いと思われ、その性格は現在の大学概要などの広報資料と似ているものと思われる。
- ・前身校で要覧が継続的に作成されていたかどうかは不明である。ただ、やはり一覧とは別の性格をもつものにとらえるべきであろう。

というこれらの疑問点等は解消される。すなわち「要覧は創立四十年記念出版物であって継続的に作成されたものではなく、記念のために広く一般（団体を含む）に無償で配布した広報用資料という性格を持つものである」ということができ、前稿で提示した見通しに誤りはなかったといえよう。

ちなみに『東京高等師範学校図書館和漢書書名目録』には本稿でも参照した『東京高等師範学校沿革略志』も採録されているが、目録記述としては「東京高等師範学校創立四十年記念沿革略志 明治四四 一冊」となっている⁸。こちらにも本体には「創立四十年記念」というような文言は見当たらないが、筑波大学中央図書館で所蔵している『東京高等師範学校沿革略志』（ホ200-140）には「東京高等師範学校創立四十年記念 明治四十四年十月三十日」という印が押されており、「明治四十四年十月三十日 庶務課ヨリ寄贈」という寄贈印も押されている。



図1 東京高等師範学校創立四十年記念印

8 現在の筑波大学附属図書館のOPAC（蔵書検索）で本書を検索すると「東京高等師範学校沿革略志 東京高等師範学校 [編] [東京]: [東京高等師範学校], 1911.10」という目録データが表示されるが、「創立四十年記念」出版物であるという表示は出てこない。

また本書の序には以下のような記述があり、本書が創立四十年記念出版物であることを明らかにしている。

今回本校創立四十年記念式を挙ぐるに当り本校発達の歴史を尋ね兼ねて本邦普通教育の淵源する所を明らかにせんがため教授文学博士三宅米吉を主任とし教諭兼教授大橋銅造を補助とし以て一書を編成せしめ名けて東京高等師範学校沿革略志といふ（略）

明治四十四年十月 東京高等師範学校長嘉納治五郎

創立四十年記念式については、『創立六十年』に以下のように記述されている。

明治四十四年十月 十月三十日本校創立四十年記念式竝に祝賀会を挙行す。（略）

此の式典を記念する為東京高等師範学校沿革略志を編纂頒布す。

翌日、公衆に校内縦覧を許す。

この『東京高等師範学校沿革略志』の奥付には明治四十四年十月三十日発行とあり、『創立六十年』の記述のとおり、記念式当日に頒布されたものであろう。また『東京高等師範学校要覧』も同日の発行（明治44年10月30日発行）であり、『創立六十年』には『東京高等師範学校要覧』について言及はないが、やはり『東京高等師範学校図書館和漢書書名目録』の記述のとおり「創立四十年記念」として出版され、おそらくは式典で頒布されたものであろう。なお『東京高等師範学校要覧』の発行日について、前稿では「明治44年11月30日発行」と誤記していた。これは重大な誤記でありまことに申しわけないことであったが、ここに謹んで訂正する。

『東京高等師範学校要覧』や『東京高等師範学校沿革略志』のような記念出版物は、式典の記念として頒布するという直接的な目的のほか、当然のことながらそれらを通じて学校の状況を広く知らせるという目的もあったと考えられる。そうした意味で、これらの記念出版物の発行も広報の方法（広報活動の一環）であると考えることができよう。

4.2 新聞広告

明治・大正期の一般への広報の方法としてポピュラーなものの一つは新聞広告であろう。ここでは試みに読売新聞のデータベースサービスであるヨミダス歴史館によって高等師範学校・東京高等師範学校の広告（記事）を見ていくことで、広報としての新聞広告の実態を考えてみたい。

検索対象とするヨミダス歴史館の年代（データベース）は、「明治・大正・昭和（1874-1989）」を用いる。この期間の収録データは1874（明治7）年11月2日から1989（平成元）年12月31日までであり、キーワード検索では「見出し・記事本文に出てくる重要語」で検索できる。「高等師範学校」でキーワード検索すると、最も古い記事は明治18年2月28日朝刊の「文部省人事 御用掛長長与専齋、寺田勇吉が学務一局勤務に」（見出しはヨミダス歴史館が付したもので当時の新聞記事の見出しそのものではない）であるが、生徒募集に関するものとしては明治19年5月8日朝刊の「高等師範学校幹事が生徒募集に15県を巡回」という記事がもっとも古く「生徒募集 高等師範学校幹事川上彦次郎君ハ生徒募集として長崎、島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島十五県へ巡回を命ぜられたり」というものである。また生徒数については同年10月7日朝刊に「文部省直轄学校の学生および生徒数（6月末現在）帝国大学1256人ほか」の記事があり、帝国大学に1256人、高等師範学校に1014人、第一高等中学校995人など8つの直轄学校の学生・生徒数が掲載されている。

このように「高等師範学校」というキーワードで検索したときに、「広告」という見出しを持つもので一番古い記事は、明治20年8月6日朝刊の「[広告]生徒募集 / 高等師範学校」である。記事本文は「生徒募集広告 本校女子師範学科第一学年生に欠員有之今般当校に於て直に試験の上臨時入学差許候条明治十九年十月文部省令第十八号第二条に相当せる資格を有する志願者は来る九月五日迄に履歴書相添へ

本校に願出べし 但詳細のことハ毎土曜日午前八時より十一時迄の内に本校教務掛に就き承合すべし 明治二十年八月 高等師範学校」というものであるが、これと同文の広告が8月7日、9日、10日、12日の各朝刊に掲載されているので、この「女子師範学科第一学年生」の広告は計5回掲載されたことになる。

また明治20年12月6日朝刊の「[広告] 高等師範学校生徒募集/東京府」は「来明治二十一年四月高等師範学校に於て文学科生徒（男子）三十名女子師範学科生徒二十五名募集相成候条左の資格を有する者にして入学志望者（当府下居住の者）ハ本月十五日迄に本府へ出願すべし 但詳細の儀ハ学務課に就き承合すべし（略） 明治二十年十二月三日 東京府」というものであるが、東京府の広告であるところに「地方長官の薦挙」という事情をうかがうことができる。この広告も12月8日、9日、10日、11日、13日にも同文で出されており、全部で6回広告が掲載されたことになる。

さらに明治21年10月4日朝刊の「[広告] 補欠生徒募集 / 高等師範学校」は、文学科と女子師範学科の補欠生徒募集の広告であるが、記事中に「入学試験ハ十月三十日より始む」とあり、入学志望者資格および入学試験課目が記載されている。たとえば文学科第一年の入学試験課目として「体格検査、教育学倫理学 大意、国語 文法 作文、漢文 白文訓点 作文（漢文）、英語 英文和訳 和文英訳 書取 読方 作文（以下略）」⁹と記載されているが、これはたとえば明治30年の入学志望者心得中の準備心得よりも試験科目の内容としては包括的な記述ではあるが試験で課される内容は理解できるよう記述されている¹⁰。この広告も10月5日、9日の計3回掲載されている。

このように新聞広告が盛んに利用された時期もあったが、その後徐々に広告内容は補欠生徒募集に限られるようになり、広告そのものも複数回掲載されることは少なくなって、代わって官報広告を参照するよう案内するものが増えてくる。たとえば明治29年2月21日朝刊の「[広告] 生徒募集 / 高等師範学校」では「来四月入学せしむべき本校文科理科第一年級生徒の補欠として若干名並に本校撰科生徒若干名を試験の上募集す詳細ハ本月十九日の官報広告に就きて承知すべし 明治廿九年二月 高等師範学校」と記述されている。

以上のように、生徒募集のために新聞広告を活用する例は特に明治20年代の初めに目立つが、その後は官報広告（公告）への誘導という形での広報スタイルとなっていくことがみてとれる。

高等師範学校・東京高等師範学校がどんな方法で広報していたのか、というのは興味深い問題であるが、非常に大きなテーマであって本稿で検討してきた「入学志望者心得」の範囲内で扱えるものではない。ここではわずかな例示として東京高等師範学校要覧（記念出版物）と新聞広告をとりあげるとどめる。

むすびにかえて

本稿では前稿に続く形で学校一覧をとりあげ、その中から入学志望者心得の問題を検討してきた。学校一覧に入学志望者心得が掲載されているのはかなり異例であると考えられるが、奈良女子高等師範学校の事例を見ることで他の学校にも掲載例があることを示した。当然のことながら、この両校の入学志望者心得の内容は同一ではないが、入学志望者に対する案内・広報の手段として学校一覧を利用してい

9 読点は内容を明確にするため筆者が付した

10 たとえば明治30年度の準備心得中の漢文は以下のように記述されている。

漢文ハ論語、孟子、史記、通鑑要ノ中ニ就キテ字義訓詁ヲ明ニシ其意義ヲ簡明ニ解釈シ得ルコトヲ要ス

るという点は共通している。

このように学校一覧を学校の広報用資料としてとらえる観点から見ると、志願者数や入試の倍率などの要素や、前稿で指摘した学校一覧の売捌所とその実態や流通ルートの問題も重要になってくる。また広報の問題として考える場合には「誰を対象としているか」ということがきわめて重要であるが、入学志望者心得は新聞広告の「生徒募集」と同様に入学志願者を対象としているところに大きな特色がある。今回見てきた問題はさらに明治から昭和戦前期にかけての学校の広報の問題へとつながっていくが、本稿ではわずかな例示として記念出版物の事例と新聞広告をとりあげた。今後もこうした観点からさらに調査を続けていきたい。

アリス・ルーズベルト旧蔵写真を通してみる日露戦争外交の一面

筒井 弥生

はじめに

本稿は、スミソニアン協会国立アジア美術館（フリーア美術館、アーサー・M・サックラー・ギャラリー）¹アーカイブズ所蔵の、アリス・ルーズベルト・ロングワース旧蔵1905年アジアへのタフト・ミッション（外交使節団）の写真コレクション²を中心に、美術館アーカイブズが所蔵する写真資料がもつアーカイブズ的な価値について言及を試みるものである。さらに、そのことを通して、明治後期における皇室外交のもつ儀礼の側面の解明について、何らかの貢献ができればと考えている。

フリーア&サックラー・アーカイブズ写真資料に関する先行研究には、このコレクションを取得したアーカイブズの長であった David Hogge 氏による著作がいくつかあり、なかには筆者が調査を手伝ったものもある³。Google のアート・プロジェクトでも公開されている⁴。ファーガソンによる『スミソニアン・マガジン』の記事もある⁵。

アリス・ルーズベルト・ロングワースについては、アリス自身の回想⁶と伝記⁷や報道資料など多くの参考資料がある。タフトのミッションについては、*Imperial Cruise: A Secret History of Empire and War*⁸や *Looking East*⁹ あるいは、Ralph Edin Minger の論文¹⁰などがある。

肖像写真については、明治天皇、昭憲皇太后、長崎省吾のスミソニアン協会所蔵の写真に掲載してい

-
- 1 National Museum of Asian Art (The Freer Gallery of Art and Arthur M. Sackler Gallery), <https://asia.si.edu/>.
 - 2 The Alice Roosevelt Longworth Collection of Photographs from the 1905 Taft mission to Asia, 1905, <https://sova.si.edu/record/FSA.A2009.02>.
 - 3 Alice in Asia : The 1905 Taft Mission to Asia, <https://asia.si.edu/research/archives/alice-in-asia/>.
 - 4 Google Arts & Culture, https://artsandculture.google.com/exhibit/imperial-exposures/AQqvgygc_?hl=en.
参考 <https://asia.si.edu/making-history-google-teams-up-with-freersackler/>.
 - 5 Global Diplomacy was in Theodore Roosevelt's Hands, But His Daughter Stole the Show by Ernest B. Furgurson, <https://www.smithsonianmag.com/smithsonian-institution/global-diplomacy-theodore-roosevelt-hands-daughter-stole-show-180956578/>.
 - 6 Alice Roosevelt Longworth, *Crowded Hours: Reminiscences of Alice Roosevelt Longworth*, reprint 1980 Arno (初版は1933年) .
 - 7 Howard Teichmann, *Alice, the life and times of Alice Roosevelt Longworth*, Prince-Hall, 1979.
Stacy A. Cordery, *Alice Roosevelt Longworth, from White House Princess to Washington Power Broker*, Viking Adult, 2007ほか。
 - 8 James Bradley, *The Imperial Cruise: A Secret History of Empire and War*, Little, Brown, 2009.
 - 9 Looking East, William Howard Taft and the University of Cincinnati, <https://libapps.libraries.uc.edu/sites/lookingeast/taft-and-uc/>.
Looking East は2015年にシカゴ大学出版から刊行された。タフトの子孫がアーカイブズ利用と歴史的分析を行い、写真家 Harry Fowler Woods 撮影の写真を通してこのミッションを探求した。このサイトはシンシナティ大学図書館による。
 - 10 Ralph Eldin Minger, "Taft Missions to Japan: A Study in Personal Diplomacy", *Pacific Historical Review*, Vol. 30, No. 3 (1961).

る研谷紀夫編丸木利陽撮影『皇室元勳と明治人のアルバム』¹¹、若桑みどり『皇后の肖像』¹²多木浩二『天皇の肖像』¹³や関連の展覧会図録¹⁴を参照した。このほか、『宮内庁書陵部紀要』『明治聖徳記念学会紀要』『神園』所収の論文等を参考にした。

1. 検討対象資料及び関連資料に関する概観

1. 1. スミソニアン協会フリーア&サックラー・アーカイブズ所蔵写真

フリーア美術館は、デトロイトの実業家チャールズ・ラング・フリーア (Charles Lang Freer) によって設立された。フリーアが蒐集した美術品が収蔵され、日本美術の逸品も多い。建物が地下でつながっているアーサー・M・サックラー・ギャラリーとあわせて、最近では国立アジア美術館と併称している。そのアーカイブズ¹⁵が所蔵するアリス・ルーズベルト・ロングワース・コレクションは、第26代アメリカ合衆国大統領セオドア・ルーズベルト (Theodore Roosevelt 1858-1919) の娘であるアリス・ルーズベルト・ロングワース (Alice Roosevelt Longworth 1884-1980) 旧蔵で、その孫娘 Joanna Sturm (1946-) から寄贈されたものであり、アリスが1905年にウィリアム・ハワード・タフト陸軍長官 (William Howard Taft 1857-1930 第27代大統領 1909-1913) らとともにフィリピンはじめアジア各国を歴訪したときの記念写真やアルバムなどからなる。このコレクションはアーカイブズの収蔵資料で、門外不出の美術品とは異なり、海外での展覧会も実現している¹⁶。

コレクションの概要は次のように画像にアクセスすることができる。

- 写真アルバム サンフランシスコやマンチュリア号にて 台紙8葉、写真16枚
- 写真アルバム 公式写真師 Burr McIntosh による 台紙42葉
- 写真アルバム 後楽園でのレセプションを含む 台紙8葉
- 肖像写真 清国西太后
- 額装署名入り肖像写真 明治天皇 皇后
- 署名入り肖像写真 大韓帝国皇帝 (高宗)
- 署名入り肖像写真 大韓帝国皇太子 (のちの純宗)
- 署名入り肖像写真 丸木利陽撮影 長崎省吾 タフト宛の署名とメッセージ
- 写真 マンチュリア号デッキ上のアリス・ルーズベルトとウィリアム・H・タフト
- 写真アルバム 日光の星野写真館
- アルバム 錦絵 長崎生月島の捕鯨など
- アルバム 錦絵
- 73枚の手製絵葉書 神戸絵葉書倶楽部からルーズベルト大統領宛

11 研谷紀夫編丸木利陽撮影『皇室元勳と明治人のアルバム：写真師丸木利陽とその作品』吉川弘文館、2015。

12 若桑みどり『皇后の肖像：昭憲皇太后の表象と女性の国民化』筑摩書房、2001。

13 多木浩二『天皇の肖像』岩波書店、2002。

14 明治神宮『明治天皇の御肖像：五箇条の御誓文発布百三十年記念展』1998、宮内庁三の丸尚蔵館編『明治十二年明治天皇御下命「人物写真帖」四五〇〇余名の肖像』など。

15 Freer and Sackler Archives, <https://asia.si.edu/research/archives/>.

16 韓国現代美術館での展覧会 (徳寿宮館にて2012年11月16日から2013年1月13日開催)。Photographs of the Daehan Imperial Family 1880-1989, <https://www.mmca.go.kr/eng/exhibitions/exhibitionsDetail.do?exhId=201205080000067>.

1. 2. その他の在米資料

アリスの個人記録文書は、議会図書館に収蔵されている¹⁷。Hogge氏によると伏見宮邸でのパーティや陸軍造兵工廠での大山捨松やその娘の写真も含まれている。

また、このとき外交使節団に同行していた当時ハーバード大学の学生だったE. G. Stillmanの写真がハーバード大学図書館に寄贈されている¹⁸。

セオドア・ルーズベルトやタフトの文書については、議会図書館や出身地の歴史協会や史跡を管理する国立公園サービスそして出身校にある¹⁹。

ニューヨーク歴史協会が写真師 Burr McIntosh の写真を所蔵していて、1905年タフト・ミッションの写真の一部もオンラインでみることができる²⁰。



1. 3. 宮内公文書館の関係文書

宮内公文書館には多くの関係文書がある。なかでも「明治38年外賓接待録3」（識別番号7667-3）には“米国陸軍長官タフト、上下両院議員及菲律賓視察員並ニ大統領娘ルーズベルト接待ニ関スル件”が綴じられ、画像が公開されている。

「明治38年外交贈答録」（識別番号7905）も画像が公開されている。各職・局の重要雑録、侍従職、皇后職、東宮職の日誌や日録や編修局・編修委員会文書などもある。

17 Library of Congress, Alice Roosevelt Longworth papers, 1888–1942, <https://lcn.loc.gov/mm79056283>.

Visual materials from the Alice Roosevelt Longworth papers, <https://lcn.loc.gov/2010632482>.

18 Harvard Library, Early Photograph of Japan, https://library.harvard.edu/sites/default/files/static/collections/epj/e_g_stillman.html.

19 国立公文書記録管理院における検索結果の歴史ハブでは、日露戦争についての文書を探すには、という質問に対し、議会図書館のセオドア・ルーズベルト文書を参照するよう、また別の回答者は刊行物や文書、政治風刺画などを紹介している。 <https://historyhub.history.gov/thread/6894>.

Library of Congress, Theodore Roosevelt Papers, <https://www.loc.gov/collections/theodore-roosevelt-papers/>.

National Park Service, Sagamore Hill, <https://www.nps.gov/sahi/index.htm>.

Harvard Library, Theodore Roosevelt Collection, <https://library.harvard.edu/collections/theodore-roosevelt-collection>.

Library of Congress, William H. Taft Papers,

<https://www.loc.gov/collections/william-howard-taft-papers/>.

National Park Service, William Howard Taft National Historic Site, <https://www.nps.gov/wiho/index.htm>.

20 New-York Historical Society, Burr McIntosh Photograph Collection, 1898–1910, <https://digitalcollections.nyhistory.org/islandora/object/nyhs%3Amcintosh>.

1. 4. 国立国会図書館憲政資料室の関係文書

接待役を務めた長崎省吾関係文書があり、第一次収蔵分はデジタルコレクションで公開されている²¹。この文書は古書市場に出たものが購入された。長崎家からは、聖心女子大学に1980年に寄贈されていて、その整理の際に散逸したものの一部とされる²²。

1. 5. 外交史料館の関係文書ほか

外交史料館に「美国陸軍長官「タフト」本邦視察一件（分類番号6.4.4.35）」があるが、これは明治40年の訪問についてで、38年の来訪については「外国人ノ来朝関係雑件：米国人ノ部第1巻」分類番号6.4.4.2-1)にあった。アジア歴史資料センターは、日露戦争関係など適宜参照した。

2. 1905年の外交使節団の来訪

セオドア・ルーズベルト大統領は、1905年、フィリピン総督から陸軍長官となったタフトを特使として上院下院議員らを率いてのアジア歴訪に遣わす。その人数はおよそ80人というが、秘書、従者や侍女などを入れるとどれほどの数になるだろうか。日本側が一行メンバーとして宮中扨謁者としたのは54名となっている²³。

この大外交団は米国の準州となったハワイに立ち寄ってから、まず日本をめざした。ちょうど日露戦争の講和を中立国米国のルーズベルト大統領が仲介していた時期である。日本滞在中の1905年7月27日タフトは桂太郎総理大臣（兼臨時外務大臣）と会見し、メモランダムを交わした。いわゆる「桂・タフト協定」で、日本がフィリピンに対して野心のないことを表明し、米国が日本の韓国における指導的地位を認める（保護国化を容認する）覚書で、後の韓国併合につながるものとなった。この覚書は、外交史料館によると、米国にはあっても日本側の原本は失われている²⁴。

米国ポーツマスにてルーズベルト大統領の斡旋で日本とロシアが講和会議を開いていた。講和条約であるポーツマス条約の締結後、タフトらは目的地フィリピンからの帰途にも立ち寄った。日露戦争の講和の仲介により、セオドア・ルーズベルトはノーベル平和賞を受賞した²⁵が、日本では、講和内容に不満がつのり、日比谷焼き討ち事件が起こるなど、桂内閣は退陣に追い込まれた。

21 国立国会図書館憲政資料室、長崎省吾関係文書、<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/nagasakiyougo.php>。

22 佐々木隆「長崎省吾関係文書（その1）―「省吾雑記」上―」『聖心女子大学論叢』第66集、1985。

佐々木隆「長崎省吾関係文書（その2）―「省吾雑記」下―」『聖心女子大学論叢』第68集、1986。

伊藤隆他編『近現代人物史料情報辞典』4、吉川弘文館、2011年、pp.192-193。

23 「明治38年外賓接待録3」によると、サンフランシスコから乗船予定のメンバーは、上院議員9名とその夫人5名、下院議員24名とその家族10名、ルーズベルト令嬢とその友人2名、関係者8名、タフト陸軍長官、ルート前陸軍長官、エドワーズ、エディ軍医、トンプソン大尉、カーペンター秘書、ベディゴ秘書、チャーチ『陸海軍ジャーナル』記者、プリス将軍、ケリー大尉、27名の非公式メンバー（計96名）からなる。公式メンバーが宮中に招かれたが、扨謁者としてタフト、プリス、エドワーズ、エディ、トムソン、ケルリイに上院議員7名と夫人3名、下院議員24名と夫人11名、ルーズベルト嬢とその友人2名の名があり（計54名）、多少異動している。午餐会はこの人数に日本側皇族や高官、接待員らに在日米国公使ら98名の着席者数であった。

24 外交史料館 Q&A 明治期 https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/qa/meiji_05.html。

25 The Nobel Peace Prize 1906, <https://www.nobelprize.org/prizes/peace/1906/roosevelt/facts/>。

2. 1. 外交使節団の旅程

フリーア&サックラー・アーカイブズが示す日程は以下のとおりである²⁶。

- 6月30日 ワシントン DC でサンフランシスコ行の列車に乗る
- 7月1日 シカゴ
- 7月4日 サンフランシスコ到着
- 7月8日 マンチュリア号に乗船、日本に向けて出発。
- 7月14日 ハワイ、ホノルルに到着

- 7月25日 日本、横浜到着
横浜で接待員、知事、市長による歓迎、御用邸で休憩
汽車で横浜から新橋へ
芝離宮に到着（午餐、晚餐）
夜、東京市による花火
アリスらは公使館に滞在
- 7月26日 芝離宮にて丸木利陽写真師による撮影
宮中午餐会
吹上御苑参観
〈皇太子、仮東宮御所においてタフトらの表敬訪問をうける〉²⁷
タフト他5名官邸訪問
帝国ホテルにて外務大臣主催晚餐会
- 7月27日 〈タフト・桂会談〉
伏見宮邸にて午餐会
米国公使主催園遊会
実業団体主催紅葉館にて日本風晚餐会 歌奴手踊や演劇の余興
- 7月28日 陸軍大臣主催後楽園にて午餐会 砲兵工廠内参観 相撲見物
芝離宮にて晚餐
夜、新橋から京都に向けて乗車 大勢が見送り
- 7月29日 各停車駅で大歓迎
食堂車にて朝食
京都着 京都ホテルに滞在（一部は也阿弥ホテル）
御所、二条離宮を見学、川島織物工場等に立ち寄り
祇園歌舞練場にて市主催都踊を観覧
- 7月30日 知恩院、祇園清水辺の縦覧
ホテルにて午餐
汽車にて京都を発車、大坂停車場にて知事らの迎送別、神戸着
米国領事館にて休憩

26 日本国内については「明治38年外賓接待録3」の日記（20号及び27号）によった。実際のところ、分刻みで予定が組まれている。

27 外賓接待録の日記にはないが、長崎省吾が随伴して、仮東宮御所を表敬訪問している。「明治38年日誌東宮職」（識別番号24662）には、その記事とその際の皇太子の服装も記されている。

神戸港にてマンチュリア号に乗船
一行、接待員らに晚餐を饗応
抜錨 長崎へ

8月5日 フィリピンのマニラに到着
8月7日 マラカニアン宮殿にてレセプション
8月11日 カピテ・バコール訪問
8月12日 汽車にてマロロスへ
8月13日 ローガン号にてマニラから諸島へ
8月14日～ イロイロ、パッコ、モロ、バコロド、ザンボアンガ
8月18日 ホロ、スルー・スルタン王国にてアリスはスルタンから真珠を受け取る
8月20日 マラバングからオバートンへ
8月22日～ セブ、タクロバン、レガスピ、ソルソゴンへ
8月27日 マニラへ帰途
8月30日 マニラ

9月2日 香港
9月3日 広州

9月6日 タフトら香港から横浜経由で帰国

9月6日～11日 アリスら 香港から天津へ
9月12日 天津から汽車で北京へ
9月13日 北京
9月14日 北京 西太后の謁見
9月15日～17日 万里の長城、紫禁城など
9月18日 天津にて袁世凱と食事
9月19日 戦艦オハイオ号で仁川へそこから汽車でソウルへ
9月20日 皇帝と宮殿で昼食
9月22日 李家皇族（英文記事によると高宗のいとこ）主催ガーデン・パーティ
9月23日 日本の林権助駐韓公使と昼食、ドイツ公使と夕食
9月24日 日本の教育団体による男子生徒の運動会に臨席
汽車で大邱へ
釜山から下関へ日本船で
10月5日 カナダの郵便船で横浜へ 鎌倉の米国公使館別荘泊
10月6日 箱根の宮ノ下訪問を雨のため取りやめ横浜に
10月7日 横浜オリエンタルホテル滞在
10月8日～10日 日光滞在 10日夜は東京の公使館泊
10月11日 新橋から汽車にて横浜へ
10月12日 市内遊覧、買物
10月13日 オリエンタルホテル別館にて午餐、サイベリア号で帰国の途に

10月23日 サンフランシスコ着

7月26日の芝離宮で撮影された写真は、宮内公文書館「明治37～43年外賓接待写真帖（2）」（識別番号65153）にある。宮中午餐会に、皇后は葉山滞在中で出席せず、名代として節子皇太子妃が参加した。その年の1月に光宮（のちの高松宮）宣仁親王を出産したばかり、アリスとは同い年であった。午餐のあとに吹上御苑を散策したが、外国人が招かれるのはめったにないことである、と米国で報道された。皇后からの贈り物として、「明治38年外交贈答録」には以下の記述がある。

タフト夫人へ 綴錦壁掛 1枚（代金3500円）
大統領ノ嬢へ 四季草花詩集屏風 1隻（代金1250円 当初は牡丹ニ孔雀刺繡屏風）
御紋付春草蒔絵手箱（代金895円）
ボールドマン嬢へ 菖蒲刺繡屏風 1隻（代金655円）
マクミラン嬢へ 茨刺繡屏風 1隻（代金550円）
随行員夫人5名 菊彫銀鉢 1個（代金550円）
菖蒲彫銀製茶具 1組（代金475円）
竹彫銀製茶具 1組（代金450円）
菖蒲彫銀鉢 1個（代金450円）
菊彫銀鉢 1個（代金350円）

なお、「桂・タフト協定」の日付を、アジア歴史センターなどでは7月29日としているが、この日は前日夜から列車に乗って京都に移動している。駅ごとに歓迎を受けていたタフトはこの列車に乗っていて、桂が同乗していたという話はない。米国の出版物に相撲見物の裏でタフトと桂が会談していた、と書くものがあったが、タフトは写真に写っているので考えられない。これはタフトが本国のRoot宛てに送った電信をホワイトハウスが受け取った日付で、実際の会談は、7月27日の午前中に行われた、とその報告のなかに書かれている²⁸。

2. 2. タフト長官

ウィリアム・ハワード・タフトは、1857年オハイオ州シンシナティに生まれた。イエール大学卒業後、シンシナティ大学の法律学校に学んだ。裁判所勤務ののち、州最高裁に勤務、1890年合衆国訟務長官（United States Solicitor General）に任命された。1892年には第6連邦巡回区控訴裁判所判事に任命された。1896年から1900年まで裁判官を務めると同時にシンシナティ大学の法学部教授そして学部長であった。

1900年マッキンリー大統領によってフィリピンの総督（民政長官）に任命された。米西戦争の結果、スペインからフィリピンの統治権を得たが、フィリピン自体は独立しようとしていて、フィリピン側からみれば、米比戦争であり、タフトの立場は難しいものであった。1904年にはセオドア・ルーズベルト大統領によって陸軍長官（United States Secretary of War）に任命された。

アリスの回想には温厚で親切な、決して怒ることのない人物で、お説教のときも悲し気な様子で言い聞かせるとある。名家の生まれで、体格が大きかった。セオドア・ルーズベルトは二期大統領を務めた後、後継者としてタフトを指名、タフトは大統領選で圧勝した。しかし二期目にセオドア・ルーズベル

28 Library of Congress, Image of 460 of Theodore Roosevelt Papers, <https://www.loc.gov/item/mss382990057/>, 画像番号460～463。このほか、金子堅太郎や高平小五郎からの書簡もある。

トが新党から擁立されて、結果共和党の票が割れて、民主党のウッドロー・ウィルソンが大統領となる。ウィルソンが二期務めたあとに大統領になった共和党オハイオ州出身のハーディングによって1921年最高裁判所長官に任命され、1930年に亡くなる直前まで務めた。

2. 3. ルーズベルト大統領令嬢アリス

アリスの随行は、前年の伏見宮貞愛親王訪問に対する答礼とされるが、ルーズベルトの文字が新聞の見出しに躍ることを見越して、ともいう。アリスはセオドア・ルーズベルトの最初の妻との間の娘で、生後まもなく母親は亡くなった。アジア歴訪中は21歳、マッキンリー大統領の暗殺で17歳にしてホワイトハウスの住民となったが、以来注目を浴び、アメリカン・プリンセスとして一挙手一投足を新聞等が報道した²⁹。訪日中は日本の新聞も連日報道した³⁰。外交団でタフトと別行動になってから、清の西太后、大韓帝国の皇帝・皇太子を表敬訪問した。

数名で10月に日本を再訪問したアリスは、7月の熱烈な歓迎ぶりと打って変わってしまった雰囲気にも驚く。日露戦争の賠償金の少なさなど、米国の調停に不満を持つ人々が多く、身の危険を感じるほどで、英国人と主張するようアドバイスされるなど目立つ行動はできなかった。それでも列車での移動には特別に貸切の一等車が用意され、要所要所で歓迎や見送りの人々があるなどその接待には長崎がすべて取り計らい、最善が尽くされた。再来日当初、何人でも来るかも日程もわからない、到着後希望を聞いて作成した予定の通りには行動しないなど種々の手配は困難を極めたことだろうが、ある区間の列車を貸切にできなかった以外は、長崎は最上のもてなしを遂行し、アリスは、日本人の一行に対する思いやりや親切がこの上ないものだったと回想している。

アリスの奔放さは絵本³¹になるくらいで、未婚の大統領の娘を託されたタフトの心情はいかばかりか。外交使節団メンバーの下院議員ニコラス・ロングワース (Nicholas Longworth 1869-1931) との親密さを増し、10月の日本滞在中も行動をともにした³²。帰国後、婚約を発表、翌年2月にホワイトハウスのイーストルームで結婚式を挙げた。天皇・皇后からの祝い品として、宮内公文書館「明治39年外交慶弔録」(識別番号7388)によると御紋付銀花瓶(雪中谷間之鶯)一對と金地刺繍壁掛(菊模様)一枚が贈られた。一人娘をもうけるが、実の父親は William Borah (1865-1940 アイダホ州選出上院議員) で、つまり結婚してからも奔放だった。その娘 Paulina Longworth Strum (1925-1957) が亡くなったあと、孫の Joanna と一緒に暮らし面倒をみた。もうひとつのワシントン・モニュメントとあだ名されるくらいで、長く米国の政界に影響力を及ぼした。

29 Lina Mann, Alice Roosevelt Longworth : Presidential Daughter and American Celebrity, <https://www.whitehousehistory.org/alice-roosevelt-longworth-presidential-daughter-and-american-celebrity>. ホワイトハウスの歴史を紹介する記事でも、アリスが、反抗的で決まりをやぶる、扇動的、たばこを吸うなど型破りな様子が描かれている。

30 『朝日新聞』などの記事がある。なかでも『中外商業新報』は明治38年7月25日付で迎米国陸相一行と題して、タフトとアリスのイラストを掲載している。

31 Barbara Kerley and Edwin Fotheringham, *What to Do About Alice? How Alice Roosevelt Broke the Rules, Charmed the World, and Drove Her Father Teddy Crazy!*, Scholastic Press, 2008.

32 「明治38年外賓接待録3」の日記(27号)。

3. 日本側の接待事情と「御写真」

3.1. 接待員を務めた長崎省吾夫妻、寺島誠一郎伯爵夫妻

長崎省吾は嘉永5（1852）年薩摩藩士の子として鹿児島で生まれた。地元の造士館、幕府の昌平坂学問所に学ぶ。外務省に奉職、米国ミシガン大学に留学する。このことはミシガン大学ベントレー図書館に所蔵される学長 James Burrill Angell（1829-1916）宛ての書簡でわかる³³。米国から英国に渡り、ロンドン公使館に勤務、制度やプロトコルの調査にあっていた。その時の経験から『英都交際一斑』³⁴を著した。1880（明治13）年に帰国して、宮内省に転じる。長崎省吾の公的な身分は長崎省吾関係文書中の辞令等に1876（明治9）年から1924（大正13）年までの文書がある。昭和12年に亡くなった。国立国会図書館憲政資料室では、電子展示で長崎省吾の日記を紹介している³⁵。

長崎省吾の大きな仕事のひとつにハワイ国関連があり、1881（明治14）年ハワイ国皇帝の接伴、明治15年の米国とハワイへの派遣、そして明治15年末から16年にかけて杉孫七郎特命全権公使に随行がある。明治14年の英国皇孫（ビクトリア女王の長男の第一皇子、第二皇子=のちのジョージ五世）の接伴など外国賓客への接待も行なう。接待すなわち先方の希望をかなえ、喜ぶであろう催事や贈り物を用意し、日程を管理し、何より安全に気を配るという大変な仕事である。通訳の仕事もある。小松宮家令を兼務し、明治26年依仁親王の欧米派遣に随行した。1887（明治20）年、ドイツ貴族オットマル・フォン・モール夫妻が宮内省顧問（“お雇い式部官”）として来日、22年まで長崎はさまざまに協働した³⁶。1895（明治28）年、日清戦争征清大総督の小松宮彰仁親王に従って、旅順に赴く。明治29年に、帝室技芸員選択委員になる。明治30年には、式部官、宮内大臣秘書官兼務のまま調度局長となる。さらに明治33年の皇太子の婚儀の御用掛も務めた。明治35年には英国皇帝の戴冠式に参列し欧州各国を歴訪する小松宮彰仁親王に随行した。局長を務めた調度局³⁷もしくは調度寮には用度録が多数、公文書としてあり、長崎宛の書簡も多く綴じられている。博覧会用の美術品の制作依頼³⁸から、接待の際の調度品、服装な

33 Bentley Historical Library, University of Michigan, James B. Angell Papers,

<https://quod.lib.umich.edu/a/angell/>.

1875年4月10日付 ニューヨークから <https://quod.lib.umich.edu/a/angell/851644.0001.020/54#?s=0&cv=54>, 画像番号54から56まで。

1878年12月27日付 ロンドンから、

<https://quod.lib.umich.edu/a/angell/851644.0001.042/73#?s=0&cv=72>, 画像番号72から80まで。

なお、Angell 学長には、長年、日本人留学生を受入、教育したことに対して1909年瑞宝章が贈られた。日本大使館からの知らせがある。

<https://quod.lib.umich.edu/a/angell/851644.0007.010/2#?s=0&cv=1>, 画像番号1から3まで。

長崎の書簡2通については、秋山ひさ「外山正一とミシガン大学」『神戸女学院大学論集』29（1）、1982で情報を得た。ミシガン大学ベントレー図書館に問い合わせたところ、すぐにアーキビストから返事が来て、デジタル化資料について教示を受けた。リモートワークが中心で時間はかかるとのことだったが、長崎省吾についての同窓会の記事も探してくださった。

34 長崎省吾『英都交際一斑』1887、吉川半七。

35 国立国会図書館電子展示、長崎省吾 人物から日記を見る、<https://www.ndl.go.jp/nikki/person/nagasakihogo/#nikkist>。

36 オットマル・フォン・モール（Ottmar von Mohl）著金森誠也訳『ドイツ貴族の明治宮廷記』2011、講談社学術文庫。

37 国立国会図書館「長崎省吾関係文書87」は、調度局事務取扱順序など関係冊子綴。

38 宮内公文書館「巴里万国大博覧会出品録1～3 明治33年」（識別番号1077-1～3）参照。

どの手配をしている。タフトが芝離宮に滞在した折については、「明治38年用度録9」（識別番号835-9）まるごと1冊がそれにあたるが、なかには岐阜提灯の手配と配置も記されている。明治40年には伏見宮貞愛親王の英国ガーター勲章答礼に随行した。また天皇の京都行幸などに“供奉”している。ちなみに昭憲皇太后実録³⁹に長崎が登場する場面を確認すると、海外派遣の際のほか、東宮婚儀への尽力、日露戦争の平和克復への慰労、昌子内親王慶事への尽力で参内した。このほか東京慈恵医院の関係でも参内している。旭日大綬章などを授けられているが、海外から数多くの勲章を贈られている。金子堅太郎（1853-1942）⁴⁰が局長を務める臨時帝室編修局による1927（昭和2）年の全三回の談話記録⁴¹がある。

接待員を共に務めた妻（明治16年12月に結婚）の多恵子は、寺島宗則の娘で寺島が駐英また駐米公使だった折に同行しているいわば帰国子女である。多恵子は、賓客となる令嬢や夫人の接待員のほか、明治45年日本赤十字社社員として米国に派遣されてもいる⁴²。

多恵子の弟、寺島誠一郎伯爵と妻きやう（三井高辰の娘）も共に接待員を務めた。寺島誠一郎は、米国、フランスに留学、接待員当時は外務大臣秘書官だった。明治39年貴族院議員に選出された。

3.2. 天皇・皇后両陛下と皇太子妃殿下の肖像写真

明治天皇の肖像写真は明治時代初期では、衣冠束帯姿と内田九一撮影の洋装のものがある。岩倉使節団のために撮影された。明治天皇の写真嫌いは有名で、1888（明治21）年には現実の姿との乖離もあって新しい肖像写真を用意する必要があったが、結局キヨソーネが描いた肖像画を丸木利陽が撮影したものが採用された⁴³。皇后の肖像写真については、明治22年6月14日に鈴木真一、翌日に丸木利陽による撮影の記録がある。節子皇太子妃は、明治38年にはじめて写真撮影に応じた⁴⁴。



明治天皇の肖像写真は、1872（明治5）年以來、順次、特命全権公使、領事館、地方庁、各府県、大臣以下勅任官、軍艦に下賜されてきたが、新しい肖像写真は、さらに官立諸学校、公立高等小学校、そ

39 明治神宮監修『昭憲皇太后実録』吉川弘文館、2014。

40 金子堅太郎はハーバード大学で学び、同窓にあたるセオドア・ルーズベルトの面識を得ていたこともあり、日露戦争期に渡米、ポーツマス条約締結に貢献した。

41 堀口修監修『「明治天皇紀」談話記録集成：臨時帝室編修局史料第2巻、ゆまに書房、2003。長崎省吾の手記や回想は宮内公文書館も所蔵している。

42 明治神宮監修『昭憲皇太后実録』下巻、吉川弘文館、2014、p.673。

43 宮内庁編『明治天皇紀』第7、吉川弘文館、1972、pp.7-8、明治21年1月14日の条。土方宮内大臣が窮して、長崎省吾も協議に加わってこのような策を考えた。完成品を見せても反応がなかったが、写真贈呈の必要があって署名を請うところ、だまって親書したので、勅許を得たと考えることにした。

44 「貞明皇后実録」巻6 明治38年6月26日条（識別番号71006）。

して尋常小学校に下賜されていく。

3. 3. 1890（明治23）年から1904（明治37）年の外交贈答録における肖像写真の贈答

外交贈答録はその一部が画像公開されている。明治22年には「御写真」の贈呈記録はないが、明治23年には、以下の記録がある。（漢字表記の欧州の国名は英米国を除きカタカナに置き換えるなど変更している。）

明治23年1月、天皇・皇后両陛下の「御写真」が朝鮮国代理公使と前オーストリア特命全権公使に、2月には皇后の「御写真」がベルギー特命全権公使の妻に、天皇・皇后の「御写真」がフランス特命全権公使に、6月天皇の「御写真」が米国特命全権公使に、願出に対して下賜された。概ね先方の公館に出向いて手渡ししている。

明治24年は、天皇・皇后の「御写真」が清国（大形、御紋付き額縁並桐箱添 献品への御酬）、ロシア、前イタリア、在清ドイツ特命全権公使に下賜されている。新しい写真を、という願出でもあった。ロシア公使は皇太子の写真を願出、下賜された。9月にロシア皇太子に贈進されたのは、「御写真」、御親翰そして鎧・太刀・短刀・弓であった。同年5月に大津事件が起きている。

明治25年は、天皇・皇后の「御写真」が、帰国するドイツの特命全権公使、フランス・マルセイユのフランス人名誉領事、メキシコ特命全権公使に、明治26年には米国の特命全権公使、ロシアの陸軍中将、オーストリアの特命全権公使、明治27年には元英国臨時代理公使、前英国特命全権公使未亡人の願出に対して下賜された。

明治28年には、天皇・皇后がイタリアの来遊中のアブルッチ公に直に約束していたので「御写真」を贈進、大勲位菊花大綬章も贈っている⁴⁵。米国紳士に対しても願出の通り天皇・皇后の「御写真」を下賜した。イタリア外務大臣男爵アルベルト・ブランには願出により天皇の額縁外箱付記名写真が下賜された。

明治29年は、皇后が、米国軍艦ペトレル号艦長、そして米国国務長官の妻に「御写真」を下賜した⁴⁶。

明治30年は、天皇・皇后の「御写真」がベルギー外務次官、ベルギー特命全権公使、ハワイ特命全権公使、フランス人海軍省雇からの願出によって下賜されている。この年、皇太子は満18歳を迎え、成年となる。成年式は、英照皇太后の喪中につき延期されたが、その年の末には各国から勲章が贈られた。スペイン皇太后から皇太子に勲章が贈進された。皇太子はその答礼に勲章を佩用した写真にフランス文で署名して贈った⁴⁷。

明治31年は、天皇・皇后が英領海峡殖民地総督夫妻に「御写真」を下賜、ロシア大公ウアジミロウイチに「御写真」を贈進した。

明治32年には、皇太子の「御写真」をロシア公使館附武官、フランス特命全権大使が願出、下賜された。天皇の「御写真」をブラジル特命全権大使、天皇・皇后・皇太子の「御写真」は英国人逓信省雇に逓信大臣からの依頼で下賜された。また、天皇の「御写真」が英国前外務大臣と外務次官補に木彫額縁入で、ヒュー・フレザーの未亡人には金縁入、英国特命全権公使のアーネスト・サトウには木彫額縁入、

45 勲章外交儀礼については、刑部芳則「明治時代の勲章外交儀礼」『明治聖徳記念学会紀要』復刊54号、2017年を参照、とくに英国がガーター勲章を贈与するまでの長い道のりが参考になった。

46 明治29年については「外交贈答録」の撮影ができなかったので、『明治天皇紀』（記載なし）『昭憲皇太后実録』、『大正天皇実録』を参照した。

47 宮内庁図書寮監修『大正天皇実録』補訂版第1、ゆまに書房、2016、p.462。p.476には、ご真影下賜に関する内規が改訂されたと記されている。以下皇太子については、『大正天皇実録』補訂版第1～5、ゆまに書房、2016～2020による。

米国特命全権大使にも下賜された。これらは新条約締結による。なお、『大正天皇実録』によると、皇太子は、ベルギー国勲章を佩用した「御写真」をベルギー公使に賜った。さらに、広島県厳島に碇泊中のドイツ国軍艦に搭乗のドイツ皇弟ハインリッヒから写真を贈られたので、謝礼の電報を発して、ついで署名入り写真を贈った。

明治33年には、来航したデンマークの親王に天皇の「御写真」を贈進、ロシアの特命全権公使が帰国を前に、天皇・皇后の「御写真」の拝戴を願出、下賜された。あるフランス人がハーグで平和会議出席国の元首の写真を集めてパリ万博で出品するという願出に対し写真一葉を宮内大臣が用意した。

明治34年には、ボアソナードが天皇・皇后の「御写真」の引き換えを願出、長年の功労を鑑みて下賜された。この際、過去のお雇い外国人への下賜の例が取り調べられ、明治22年以降は勅任に限られる内規の趣という。ボアソナードは皇太子同妃の写真も拝戴を願出たが、皇太子の「御写真」のみが下賜された。前年成婚した皇太子に対し、各国から祝賀や勲章等が贈られた。駐米ドイツ公使にドイツの黒鷲大綬章佩用の皇太子の「御写真」が下賜された。天皇・皇后の「御写真」はフランス特命全権公使、暹羅国臨時代理公使（皇太子の「御写真」も）、スイス領事（御紋付）、ポルトガル臨時代理公使に下賜された。

明治35年は、ロシアのボリス・ウラジミロヴィッチ大公、暹羅国皇太子が訪問、天皇・皇后の「御写真」が贈られた。「御写真」を所望した清国の載振には、署名入のものが贈られた。天皇の「御写真」が海員休養所（Passmore Edwards Sailors' Palace）のため英国特命全権公使に、皇后の「御写真」が故米国特命全権公使の未亡人へ下賜された。天皇・皇后の「御写真」がメキシコ合衆国大統領夫人に署名の上贈与された。

明治36年は前年に戴冠式を挙行した英国王エドワード七世から金剛石装填写真立入り肖像が天皇に贈呈された。日英同盟は明治35年1月に正式調印されている。ドイツ連邦ババリア国の親王二人に対して天皇皇后の「御写真」が贈られた。英領カナダ総督夫人に皇后陛下の写真が記名の上、下賜された。インドのカプルターラのラジャには天皇・皇后ご記名の上、「御写真」が贈進された。オランダのハーグに創立された常設の仲裁裁判所へ掲げるため、天皇の「御写真」を寄贈した。ブラジル代理公使が帰国にあたり、天皇・皇后の写真拝戴を願出、下賜された。また『大正天皇実録』によると、暹羅国皇太子が英国からの帰途、芝離宮に宿泊、転地療養中のため会うことはなかったが、写真を交換している。また帰国するロシアの全権特命大使に署名のある写真を賜った。

明治37年には、清国（溥）倫貝勒、ドイツのホーヘンツォルレルン殿下に天皇・皇后の「御写真」、記名の上、贈進、韓国報聘大使には署名の上下賜、アメリカ合衆国国務第三次官、イタリア特命全権公使には記名して下賜、韓国陸軍参将に下賜された。また『大正天皇実録』によると、ホーヘンツォルレルン殿下が仮東宮御所に表敬、皇太子、芝離宮行啓も対面はなく、後日写真を交換、帰国のイタリア公使に引見、写真を賜う。

新しい写真が用意されてからこのときまでを概観すると、天皇・皇后の「御写真」は、来日した王族・皇族に贈られる。また、各国の特命全権大使に対してとくに帰国の際に、お雇い外国人にも帰国の際に、願出により下賜される。米国人の場合は、何らかの貢献に対して与えられる場合もある。未亡人に贈られる場合は皇后陛下の「御写真」となる。記名の先例として、英国公使のアーネスト・サトウが挙げられている。「御写真」の贈進や下賜には一定のルールがあるが、その都度、それに照らし合わせて時には臨機応変に処していることが見受けられる。勲章や他の金品に比べると連動している場合も多いが、常に「御写真」つき、というわけではなく、むしろ数は少ない。外交儀礼として贈進される「御写真」は御紋入りか、署名入りか、額入りか（木製か蒔絵か）という点で差異を生じさせている。引見した外国人に対して、必ずしも「御写真」を賜るとは限らないし、下賜は後日になることもある。基本的には

願出によるが、皇族、王族に対しては儀礼的交換がしばしばある。この儀礼的交換において、皇太子の方が、相手国の勲章を佩用した写真を贈る、洋文でサインするなど柔軟に対応している。写真自体は国内でも要請に応じて下賜される。

3. 4. 明治38年の外交贈答録にみる米国との交流

明治38年の外交贈答録は、清国の西太后からの写真贈呈、韓国の特派大使李載覚殿下へ天皇・皇后の「御写真」記名の上贈進、その随員へも大形無紋の写真を下賜、米国公使館附武官夫妻には日本赤十字社への貢献を勘案して大形御紋付の写真が下賜された、という文書のあとに、10月11日付で米国大統領娘アリス・ルーズベルトへ皇后陛下「御写真」御記名の上御贈与の事とある。長崎接待員がアリス嬢に手渡したと、楓樹彫刻枠を添えたことが記され、この枠は皇后宮職に於いて請求したので、外事課とは関係がない、とある。11月7日付で米国ロイド・グリスコム特命全権公使が帰国につき、天皇・皇后両陛下の「御写真」拝戴の儀願出、記名の上、下賜された。

これに先立って、セオドア・ルーズベルトから写真2葉と大熊の毛皮が贈られている。11月2日に金子堅太郎が米国から持ち帰ったものを謁見時に上る。大熊の毛皮は狩猟を好む大統領が、ダコタ州へ熊狩に出かけた折、仕留めたうちの1頭のものだが、時期は5月、日本海軍とロシアの艦隊が対峙していた頃である。金子は当初、大熊はロシアの徽章だから、熊狩をとりやめるように進言したが、返事がないので、重ねて、熊を銃殺できればロシア艦隊殲滅の識（しるし）と為すとして狩猟の幸運を祈った。5月18日に成果を得て帰館した大統領に金子がこのうち毛皮1枚を天皇に献じたい、と言ったところ、大統領が日露戦争の記念に天皇に贈呈するとしたものである⁴⁸。写真2葉への答礼として、記名写真を帰国する公使に託そうとした。当初、枠のないものとしていたが、やはり枠入りに、と再詮議で変更となった。しかし既に御紋付きの分へご記名をお願いしている。それも夜遅くにである。皇后と同じ楓材菊模様彫刻写真枠（代金55円）を調達したものの、写真の方が大きいことが判明、枠に合わせて台紙を切詰めて納め、グリスコムに託した。これがルーズベルト大統領宛の明治天皇の写真であり、フリーア美術館アーカイブズ所蔵の明治天皇の肖像写真である。というのも菊の紋章が台紙上部にあり、台紙下部には「睦仁」のサインがある。アリスに贈られた皇后の写真と揃いの木彫の菊の模様の写真枠で、皇后の写真には菊の紋章はないが、「美子」のサインがある。この写真枠をよく観察するとネジの頭も菊の模様になっている。両者を並べると、やや天皇の像が大きい。写真の一部を切ったためかもしれない。「明治38年外交贈答録」は、この後、ローマ法王の使節への下賜、有栖川宮威仁同妃殿下の接待を担当したドイツの式部官の願出により天皇の記名入り写真を下賜したことが続く。ドイツ式部官への額縁は御紋散し蒔絵で、代金135円であることが記されている。

明治天皇と昭憲皇太后の額装写真は揃いで同時に贈られたものではなく、天皇の「御写真」は11月になってグリスコムが持ち帰って大統領に渡したものである。皇后はアリスと一度も会うことはなかったが、その「御写真」は長崎省吾によって10月の再訪の際に手渡された。アリス自身は宮中午餐会でほかの贈り物と一緒にもらったと回想しているが、この記録の方がたしかであろう。「明治38年外賓接待録3」では、10月11日に午前11時半新橋発の汽車でアリスは横浜に戻ったが、「長崎式部官 皇后陛下よりアリス嬢へ御贈進の御記名御写真枠入り及皇太子妃殿下より御贈進御記名御写真を携帯同嬢と同車に

48 宮内庁編『明治天皇紀』第11、吉川弘文館、1975、pp.371～374。同 pp.390～391にグリスコムとの謁見（11月9日の条）が記されている。「明治38～39年日録 大臣官房総務課」（識別番号23011）の11月8日に“天皇陛下御真影記名済み午後十時五十分頃…”とある。なお、“熊の徽章”については当時の風刺画にも描かれている。石和静著金谷権訳『風刺画にみる日露戦争』彩流社、2010などを参照。

て横浜に出張即日帰京」と記されたあとに、皇太子妃から「御写真」が贈られるのははじめてのことであり、このことは「貞明皇后実録」の明治38年10月11日の条にも明記されている。節子皇太子妃、貞明皇后のはじめて撮影され、贈呈された写真について Hogge 氏に問い合わせたところ、寄贈品のなかにはなく、きっとあの地下室にまだあると思うが… という返答であった。

なお、アリスの回想によると、その帰国は、銀行家ハリマン (Edward Henry Harriman) の一行と一緒にだった。

4. 明治天皇の応接

4.1. タフトの来日

タフトは1900 (明治33) 年5月に妻と随行員とともに明治天皇を表敬訪問している。明治37年1月にはフィリピンからの帰途、日本に立ち寄っている。このときの接遇はロシアのクロパトキン陸軍大臣来航に準じている⁴⁹。大型外交団を率いて来訪した明治38年につづき、明治40年に夫人とともにフィリピンへの途上、来日、芝離宮に滞在している。この時には、ルーズベルトの後継、次期大統領とみなされていた。先に紹介した『明治37~43年外賓接待写真帖 (2)』に1907 (明治40) 年9月30日に芝離宮で撮影された写真が数葉ある (47コマ~56コマ)。港区立郷土歴史館で開催された「港区と皇室の近代」展 (2020年10月17日~12月20日開催) で紹介されている芝離宮での様子はこのときのもので、関東大震災で焼失した芝離宮の洋館が和館とともに写されている。10月2日にタフトの一行は参内、天皇・皇后に謁見、皇族らも参加して昼餐をとともにした。皇太子もタフトとその妻を引見した。タフトのサイン入り写真が宮内公文書館にある⁵⁰が、臨時帝室編修局の資料で、写真の写真であった。

『明治天皇紀』編纂にあたり、長崎省吾は臨時帝室編修局の聞き取りに答えている。これによると日露戦争開戦直前の1904年1月、天皇とタフトは長時間に及んで1対1、長崎の通訳で話している。この会談がルーズベルト大統領による講和仲介につながったのでは、とも思わせる。1905年の大型外交団によるアリスを伴っての訪問に対しても、“格別な思し召し”が前もって示された。芝離宮への宿泊、宮中昼餐会、吹上御苑案内と、大統領でもなく皇族でもないタフトに対して、特別な接遇を与える。これは、米国が大国であり、大統領令嬢同行、講和仲介中に加えて、明治33年、37年の面談にも意味があったのではないだろうか。

1905 (明治38) 年、講和条約が調印された後、フィリピンからの帰途、横浜に立ち寄ったタフトのもとに長崎が挨拶に訪れた。日露戦争講和後の不満分子による騒動 (ハリマンの一行も巻き込まれた) について先方からの問いかけに応じて説明した。タフトはその説明を受入れ、大統領にも電信した。明治天皇とタフト、そしてルーズベルトとの信頼関係と長崎は述懐しているが、間に立ってその関係を潤滑にしている長崎の功績も大きい。長崎自身はタフトの態度に感謝した。明治天皇が何を話したか、についてはこの談話まで秘していたことも多い。単なる通訳ではない働きも窺える。

日露戦争講和の調停中に、日本に大型外交団を送ることにに対し、ロシア側は不快感を示した。にもかかわらず、タフトらが訪問したことは、それ自体が意義深く、それにふさわしい受入れがあった。

4.2. 英国アーサー・オブ・コンノートの場合

大英帝国からしばしば皇子、皇孫らが訪ねている。なかでもアーサー・オブ・コンノート (Prince

49 宮内庁編『明治天皇紀』第10、吉川弘文館、1974、pp.567-568。

50 William H. Taft, (識別番号32306)。

Arthur of Connaught) は何度か日本を訪れ、各地をまわっている。比較のため、簡単に紹介しておきたい。父のビクトリア女王第3皇子のコンノート公は夫妻で世界漫遊中に日本にも滞在、1890(明治23)年4月に天皇・皇后らと対面、会食を共にした。その長男アーサー・オブ・コンノートは、1906(明治39)年2月にガーター勲章を携えて公式訪問している。ガーター勲章授与の式典において、天皇の所作の補助、また通訳として、台の上、天皇の後ろで長崎が補佐している。アーサー・オブ・コンノートは、1912(大正元)年、明治天皇の大喪の礼に参列、大正天皇に対してもガーター勲章を贈った。1918(大正7)年にもジョージ六世の名代として元帥杖奉呈のため来日した。

大英博物館にはアーサー・オブ・コンノートに関係する資料として、人魚のミイラがあり、『美術時事画報』も3点がデジタル画像でみることができる⁵¹。帝国戦争博物館には1918(大正7)年訪問時のフィルムがある⁵²。

また、イギリス王室のコレクションには明治天皇、昭憲皇太后の肖像写真がある⁵³。先に述べたエドワード七世の写真のやりとりのほかにも、アレキサンドラ皇后の写真をアーサー・オブ・コンノートは持参してきていた。金剛石装飾写真立に納められた写真は、かつて春子皇后が贈った狎を抱いて写されていた。この数日前、沼津滞在中の皇后の記名写真がアーサーに贈られた。

明治39年については、「明治39年外賓接待費録」(識別番号24021)が公開されていて接待費の内容がわかる。

おわりに

タフト自身は軍人ではないが、1905年に随行員として芝離宮に滞在したのは、陸軍の将校たちである。短期間の訪問日程のうち陸軍大臣主催で、陸軍砲兵工廠での歓迎会が、現在の後樂園にあたる辺りの庭園で開催された。大山巖元帥夫人の捨松(新橋駅到着時にも迎えている)とその娘も接待を担当した。アリスらに着物の着付けも行なったようで、米国の新聞に着物姿のアリスと大山夫人の画像が掲載されていた⁵⁴。また、大相撲の横綱常陸山による土俵入り、取組もあった。常陸山はその後渡米、ルーズベルト大統領の前で土俵入りを行なった。

官によるものばかりでなく、民間の歓待によっても海外の賓客はもてなされている。国文学研究資料館所蔵の渋沢栄一の日記に、タフトとルーズベルト令嬢の来日について書かれている。京浜間実業家主催の紅葉館での招待会は、芸妓の踊りも華やかな舞台に、日本料理のもてなしだった。畳の上に座ることをアリスは面白がり、喜んだことを回顧している。夜遅くまで盛り上がった。1907(明治40)年のタフト来日の際にも尾崎行雄はじめとする東京市有志主催で帝国ホテルに於いて歓迎晩餐会を開催している⁵⁵。明治42年には渡米実業団が、タフト大統領に面談している⁵⁶。

51 British Museum, Collection, <https://www.britishmuseum.org/collection/term/BIOG78134>.

52 War Memorial Museum, The Visit of His Royal Highness Prince Arthur to Japan, <https://www.iwm.org.uk/collections/item/object/1060022917>.

53 Royal Collection Trust, Mouts-Hito; and Harou-ko (Emperor and Empress of Japan), <https://www.rct.uk/collection/search#/3/collection/618825-a/mouts-hito-and-harou-ko-emperor-and-empress-of-japan>.

54 AMERICA'S "VIRTUAL PRINCESS" IN COSTUME OF THE JAPANESE, *The Atlantic Constitution*, Oct. 29, 1905.

55 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第25巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、pp.560-583。

56 渋沢栄一記念財団、渡米実業団、<https://www.shibusawa.or.jp/eiichi/1909/about.html>.

各 URL の最終アクセス日は2021年5月18日である。

1889（明治22）年に公布された大日本帝国憲法下で、明治天皇は元首であり、大元帥として、欧米列強に比肩することをめざす大日本帝国の体現者であることを求められていた。それゆえ、外交においても主役を務めることになっていく。日露戦争の勝利は、かえって黄禍論を助長し、列強からの風当たりが強くなったかもしれない。天皇自身が欧米を訪問するわけではなかったが、名代の訪問を通して繰り広げられ、また来日する賓客をせいっぱいもてなす皇室外交によって、天皇はプレゼンスを高めた。フリーア&サックラー・アーカイブズ所蔵の写真資料の分析を通して、そこに介在した「御写真」の交換に焦点をあて、考察を試みた。長崎省吾という、やはり肖像写真がアリスのコレクションにあった人物の働きに注目することにもなった。

美術館アーカイブズで出会った肖像写真やアルバムに、関連するアーカイブズ資料の存在が明らかになった。そこから様々なことがわかり、考察の糧となった。“記録”を書いた人々を身近に感じられるアーカイブズ資料には、有用性と相互参照性そして純粋な面白さがある。同時に読み解く力を身に付けていく必要性もあろう。調査を支援してくださったアーカイブズ機関そしてアーキビストのみなさまに感謝申し上げます。

論 説

総務部人事課から移管された任免関係文書の構造と内容 —東京師範学校・高等師範学校時代を中心に—

中野目 徹

はじめに

2018年度と翌19年度の2か年にわたって総務部人事課から移管され、2020年3月12日に公開された法人文書（「総務部人事課保存法人文書ファイル等」、2019総人1～253）は、同課がこれまで保管してきた職員進退をはじめとする教職員の人事に関する文書群である。そのなかには東京教育大学時代の講座台帳なども含まれるが、なかでも貴重だと思われるのは、明治期の東京師範学校・高等師範学校時代の教職員任免に関する簿冊群であろう。その一部については、当館の『筑波大学アーカイブズだより』第4号（2020年）で紹介したところではあるが、いまのところ利用のための問合せは見られないようなので、本稿では筑波大学及び前身校における人事関係書類の全体像に触れたあと、主として明治19年（1886）の高等師範学校創立前後期の任免関係文書の構造と内容に分析を加えることで史料価値の一端について論じ、もって利用促進の一助としていきたい。

ところで、現在、人事課では前身校を含めた教職員の履歴を次の5期に分けて管理している。

- ①明治19～同35年（1886～1902） 高等師範学校時代
- ②明治35～昭和4年（1902～1929） 東京高等師範学校時代
- ③昭和4～同24年（1929～1949） 東京文理科大学時代
- ④昭和24～同53年（1949～1978） 東京教育大学時代
- ⑤昭和48年～現在（1973～） 筑波大学時代

このうち④と⑤については本部棟7階の人事課別室においていわゆる人事記録の原簿をそのまま管理しているのに対し、①～③に関しては冒頭で述べたように2018・19年度に原本をアーカイブズに移管したというわけである（計308冊。一部、④・⑤の時期の原本を含む。①～③の時期についても人名ごとの索引簿は本部棟7階人事課事務室内で保管）。これらのうち、本稿で検討の対象とするのは、2020年3月12日に公開された253冊であり、なかでも①の時期の任免の原本13冊について詳述したい。

1 移管文書の全体像

昨年度に公開された253冊の全体構造は、おおよそ以下のようになっている。

①職員進退関係	明治17年～昭和35年（1884～1960）	71冊
②辞令控簿	大正5年～昭和31年（1916～1956）	47冊
③旧職員履歴書	東京教育大学（昭和24～同40年頃か）	22冊
④講座台帳	東京教育大学 昭和39年～同53年（1964～1978）	13冊
⑤教育職員異動台帳	昭和38年～同53年（1963～1978）	15冊

⑥非常勤講師（発令原義） 昭和25年～同51年（1950～1976）	31冊
⑦非常勤講師異動台帳 昭和41年～同52年（1966～1977）	12冊
⑧事務系職員異動台帳 昭和41年～同52年（1966～1977）	12冊
⑨事務系非常勤職員異動台帳 昭和35年（1960）、同41年～同52年（1966～1977）	13冊
⑩外国人教師・研究員 平成13年度～同24年度（2001～2012）	3箱21ファイル

このうち原議書が編綴されているのは①、③、⑥、⑩である。④、⑤、⑩などは大学特有の人事書類といえよう。

装丁及び内容の概略は、①の場合、黒色クロス張綴込表紙紐綴で、白色板目紙で背表紙がめぐらされ、マジックペンで年代と標題が記されている。背表紙下部には「保存期間永久 東京教育大学庶務課」と書かれた（印刷及び印判）ラベルが貼付してある（写真1参照）。内容については後述する。

②は黒色クロス製本・金文字装で、各年月日順に発令内容、現官職、人名が墨書され、のちになると項目が年月日、所属（大学と高師の別）、事項（発令内容）、発令箇所（大学と高師の別）、資格（官職）、氏名がペン書に変更される。①と同様、背表紙下部には「保存期間永久 東京教育大学庶務課」と書かれた（印刷及び印判）ラベルが貼付してある。

③は青色クロス製本・金文字装で、人名アイウエオ順に整理されている。現在でいう人事記録簿であり、昭和24年の東京教育大学設立以前から各前身校に勤務していた教職員の履歴書にそれ以降の発令記録を追加して記入していったものである。例えば「マ」の簿冊（2019総人136）の「松本彦次郎」の項を見ると、昭和5年（1930）の助教授着任までの記録（旧制第六高等学校教授等を歴任）はタイプ謄写、転任後は同19年の名誉教授の称号授与までが墨書、戦後はペン書で、最後の記述は同33年1月14日の死亡の記事である。③の全体としては昭和40年（1965）までの記入が確認できる。

④は黒色クロス製本・金文字装で、学部・研究所・附属学校ごとに学科、講座、定員、現員、教授、助教授、講師、助手（附属学校の場合は校長・教諭等）をそれぞれ記入する欄が設けられている。ペン書又は人名の多くは鉛筆書で記入されている。ただし、東京文理科大学時代、東京教育大学昭和37年以前の分が存在しない理由は不明である。文理大が同28年に閉学したものの一部機能は同36年度まで残存していたので、そのためかもしれない。①②と同様、背表紙下部には「保存期間永久 東京教育大学庶務課」と書かれた（印刷及び印判）ラベルが貼付してある。

⑤、⑦、⑧、⑨は、いずれも黒色クロス装で背表紙下部に①②④と同様「保存期間永久 東京教育大学庶務課」と書かれた（印刷及び印判）ラベルが貼付してある。内容は各年度・部局ごとに氏名や発令年月日が記入されている。教員系の簿冊では担当科目や時間数が、事務系の簿冊には所属係や職務内容が書かれている。ペン書、一部鉛筆書。⑨には最初の1冊だけ原議書の綴が混じっている。

⑥は非常勤講師の任用に関する本部（庶務課）と各部局・教室間の協議及び非常勤講師の所属長に対する派遣依頼を主とする原議書綴であり、採用者個人についての履歴書や業績書が編綴されているわけではない。初期のものにはGHQによる公職適格証の写しが添付されている事例も



写真1 保存期間ラベル（原寸大）

ある。給与の算定基準は大学6：高師・農教・体専5：高校～小学4となっていた。①と同様の綴込表紙に白色板目紙で背表紙が作られ、綴紐で二か所綴じされている。

⑩は筑波大学になってからの、外国人教師及び研究員の任用に関する契約書の原議（仮綴）がファイリング・システム用の挟込ファイルに収納された段階のまま移管されたものである。受入後、中性紙製の保存箱に格納した。作成時期から見て、当分の間一般への公開には制限がかかることになる。

以上のほか、すでに人事課から移管されている法人文書ファイルとしては、恩給に関する簿冊がある。2020年度に移管され、全部で51冊あり、1年以内の公開が予定されている。上記と同じ本部棟北側の文書庫で保管されていたもので、最も古いものは昭和16年（1941）から存在するが、それ以前のは確認できなかった。

なお、通常、国の機関における人事関連書類となると、研修や共済、労務関係の文書も想定され、さらに歴史的価値の高い文書として叙位・叙勲関係の簿冊が挙げられよう。国立公文書館では、開館の翌昭和48年（1973）に、明治26年（1893）以降昭和20年（1945）までの任免、叙位、叙勲及び職員録等人事関連の簿冊8420冊を公開した（菅谷信夫「新公開公文書の紹介」『北の丸一国立公文書館報』創刊号、1973年、同「任免書類について」『同上』第5号、1975年）。筆者はすでに、国の公文書管理の歴史において、明治19年（1886）勅令第1号公文式、同27年公文編纂例則が任免・叙位・叙勲など人事関係を含む公文書の区分と作成の要式、保存文書の種類と保存年限を定めるうえで重要であるとの指摘を行なっている（中野目徹・熊本史雄共編『近代日本公文書管理制度史料集』2009年、岩田書院の解説1「公式制度の変遷と太政官・内閣における公文書管理」。のちに『公文書管理法とアーカイブズ』2015年、岩田書院、に収録）。

本学では、叙位・叙勲関係の書類は同じ人事課でも福祉係が管理している。これらの実態把握と移管は将来的な課題である。同係に確認したところ、基本的には筑波大学開学以降の分しか保管していないということで、明治期以来の書類の所在は現段階では確認されていない。

2 高等師範学校時代の任免関係書類

さて次に、本学の人事関係書類の第1期をなす高等師範学校時代について詳しく検討していきたい。具体的には、前節冒頭に掲げた①職員進退関係71冊のうち以下に列举した13冊（2019総人1～13）がそれに該当する（写真2参照。以下の目録では漢数字を算数字に改めるなどの整理を加えている）。

- 1 明治17年 校員進退ニ関スル伺指令上申往復 件名目次なし
- 2 明治18年 校員進退ニ関スル伺指令上申往復 件名目次なし
- 3 明治20年 職員進退ニ関スル伺指令上申往復書類 件名目次あり（154件）
- 4 明治21年1月 職員進退ニ関スル伺指令上申往復 件名目次あり（117件）
- 5 明治22年 職員進退ニ関スル伺指令上申往復書類 件名目次あり（63件） 元表紙あり
- 6 明治24年 職員進退書類 件名目次あり（146件） 元表紙あり
- 7 明治26年 職員進退書類 件名目次あり（203件） 元表紙あり
- 8 明治28年 職員進退書類 件名目次あり（125件）
- 9 明治29・30年 職員進退書 件名目次あり（518件） 元表紙あり
- 10 自明治30年9月～明治34年度 職員身分進退ニ関スル件 庶務課 件名目次なし 元表紙あり
- 11 明治31年 職員進退及び身分ニ関スル綴 件名目次あり（99件） 元表紙あり
- 12 明治32年 職員身分進退ニ関スル綴 件名目次あり（203件） 元表紙あり

これを見ると、いくつかの点に気づかされるだろう。

第一に、1、2の2冊は高等師範学校以前の東京師範学校時代の人事に関する簿冊だということである。しかし、それ以前の、明治5年(1872)に師範学校が設置されて以来の文書が残存していないのかどうかは気にかかるところである。人事課の書庫・書棚及び本部棟北側の文書庫(総務部所管部分)には見当たらないので、高等師範学校との連続性を考えて明治17、18年分だけを残して、それ以前の分はある時点で廃棄したことも考えられる。

第二に、高等師範学校が創立された明治19年(1886)、その後も同21、23、25、27年という奇数年の簿冊がなぜか残存していないことである。また、東京高等師範学校に名称変更する直前の明治34、5年の分も見当たらない。これらが、どの時点で散逸もしくは廃棄されてしまったのか、かつて筑波大学30年史の編纂事業に際して筑波大学前史資料調査室が行なった調査も、本稿で検討している人事課保管の文書には及んでいないので、今となっては知る由もない。

第三に、13冊はすべて東京教育大学事務局の庶務課で表紙換がなされているものの、5、6、7、9、



写真2 本稿で検討を加える13冊の簿冊(ファイル)

10、11、12、13の8冊については、元表紙がそのまま編綴されていて、作成時点の雰囲気(写真3参照)が現在に伝えられていることである(写真3参照)。全体の傾向として標題は、「伺指令上申往復書類」→「職員進退書類」→「職員進退及身分ニ関スル書類」

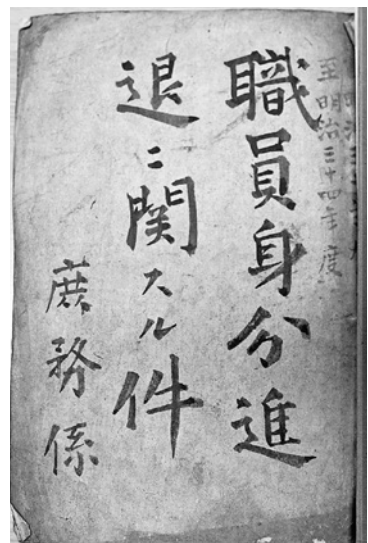
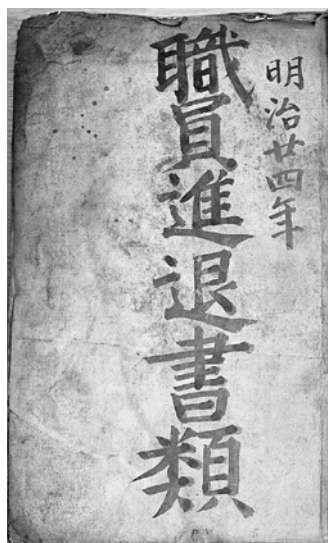
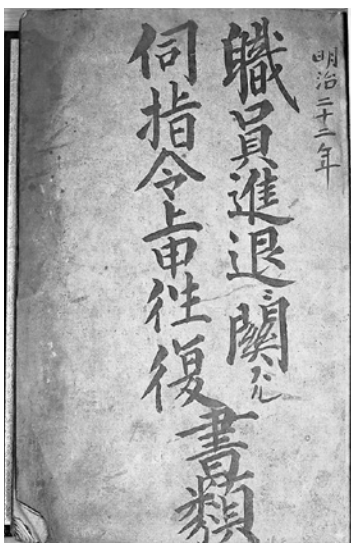


写真3 元表紙に記された簿冊標題の変化(5、6、10)

綴」というように3段階のゆるやかな変化を遂げているように見える。東教大庶務課が綴込表紙と背表紙に記入した標題は不正確であり、目録作成上注意を要するところである。さらに外装について付言すると、いずれも小口に作成年度と標題が略記（墨書）されており、例えば1の場合「十七 進退書類」、9の場合



写真4 小口の記述状況

「二九 三〇 職員進退書類」などとなっている（写真4参照）。これが昭和14年度の分まで延々と続いており、その時点までは元装のまま平積み（flattening）で保管され利用に供されていた可能性がある。

第四に、件名目次が付されているのが基本だが、網かけした4冊については件名目次がなく、このうち10と13については件名目次記入のための罫紙（高等師範学校片面13行罫紙）が未記入のまま編綴されていることである。件名目次で注意を要するのは、明治30年を境にそれ以前は1つの事案でも照会と回答があるとそれぞれ1件と件名を付していたのに対し、同31年以降は1件ごとの事案にまとめて件名を付すように変化している。つまり、1～9の簿冊においては、一件態文書とせずに単純に受付け順に編綴しているのである。したがって、例えば1人の人物の解嘱の件が決定と上申で2か所に分かれて、ときには件番号が3と5のように間が空いて目次に掲載されるようなことも発生している。これは同時代の太政官や内閣の公文書、例えば国立公文書館が所蔵する「公文録」「公文類聚」「公文雑纂」などの編綴の原則や、東京大学文書館が所蔵する「文部省往復」などとは違う、かなり独自の方法だったと言わざるを得ない。

3 文部大臣決裁書類の存在

第五に、決裁権者が東京師範学校時代の1、2ではすべて校長（高峰秀夫・那珂通世ら）であるのに対して（文部卿からの指令書は編綴してある。写真5参照。以下の写真14までは料紙の法量が不一致だが、ここでは印刷の都合上同じサイズで掲出している）、3、4の簿冊には案件によって初代高等師範学校校長山川浩の決裁だけでなく、初代文部大臣森有礼の決裁書類が散見されることである（写真6参照）。件名目次が付されている3の簿冊のすべて実際の件名に当たった結果が下記のとおりである（件名は目次に記載されているものをそのまま採った）。

- 3 英国人ケートゼームス解嘱伺（次官代理決裁書）
- 21 川崎典民解嘱ノコト（大臣決裁書）赤色付箋
- 24 西藤二郎・成田源之丞勉励手当給与ノコト（大臣決裁書）赤色付箋
- 28 シーモール継続一件（大臣決裁書）
- 31 相良貞政・貴船鑄吉増給一件（文部大臣決裁書）
- 36 松本・黒田月俸支出変換ノコト（大臣決裁書）
- 47 須藤政夫増給一件（大臣決裁書）
- 49 安積五郎へ教授嘱托一件（大臣決裁書）赤色付箋

- 52 校医更迭一件（大臣決裁書）赤色付箋
- 53 田中清三練習手当伺（大臣決裁書）
- 57 山本鎮五郎練習一件（大臣決裁書）
- 62 黒田定治月俸支出途伺（大臣決裁）
- 63 鈴木熊之輔練習中手当伺（大臣決裁）
- 65 佐藤秀一外八名練習手当一件（大臣決裁書）赤色付箋
- 109 松本栄雇入一件（大臣決裁書）
- 117 佐藤熊次採用一件（大臣決裁書）
- 131 山下猶之助勉勵手当一件（大臣決裁書）赤色付箋
- 136 木下邦昌教授囑托上申（次官代理決裁書）
- 148 四ツ井政信増給上申（大臣決裁書）
- 154 ストレート雇入上申（大臣決裁書）赤色付箋

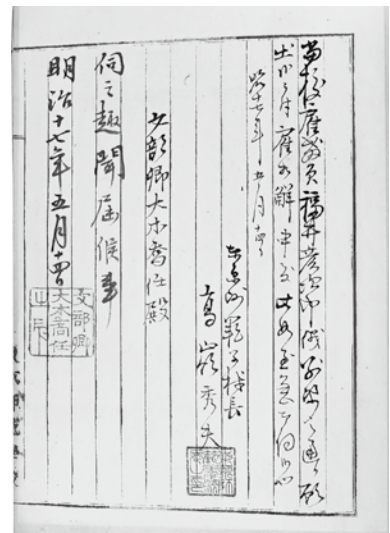


写真5 文部卿指令書の例

全154件中20件（ただし内2件は次官の代理決裁）。率にして約13パーセントとなる。ただし、前節末尾で述べたように、この時期の編綴方法は必ずしも一件態文書とはなっていないので、この数字はあくまでも目安にすぎない（以下4～6でも同じ）。20件のうち7件には、赤色の付箋が用紙の天からはみ出すように貼られている。例えば、国立公文書館が所蔵する太政官・内閣の公文書のうち天皇上奏モノにはこのような赤色付箋が貼られている事例を見出すことができるが（拙著『近代史科学の射程』2000年、弘文堂）、上記のように大臣上申モノの半分にはこの付箋が見られない（貼られてあった痕跡も見られない）ので、付箋の意味についての判断は留保し後考を期すこととする。

同じように4についても森による大臣決裁の案件を取り出してみよう。

- 7 吉田篤淳雇入上申（大臣決裁書）
- 12 雇外国人ストレート俸給支給ノ件（大臣決裁書）
書入（取消）あり
- 13 三上重明外壺名転雇ノ件（大臣決裁書）
- 18 ストレート婦人俸給支出伺（大臣決裁書） 会計局長要再回
- 19 シーモール雇入伺（大臣決裁書）
- 26 木下邦昌増給上申（大臣決裁書）
- 29 藤田時尾増給上申（大臣決裁書）
- 32 槇田貞常増給上申（大臣決裁書）
- 35 松本英改雇伺（大臣決裁書）
- 60 須藤政夫外五人勉勵認状伺ノ件（大臣決裁書）
- 71 三橋志保子雇入上申（大臣決裁書）
- 76 山田文太郎・鳥山讓雇入上申（大臣決裁書）



写真6 森文部大臣決裁書の例

- 81 岡村正義雇上申
- 87 山田文太郎群馬県へ出頭伺（次官代理決裁書）
- 111 貴船鑄吉・吉田篤淳増給上申（大臣決裁書）
- 113 原田校医嘱託更迭ノ件（大臣決裁書）
- 114 須藤政夫外六名勲励状下附ノ件（大臣決裁書）

こちらは全117件中17件、同じく率にして約14.5パーセントとなる（次官の代理決裁1件を含む）。赤色付箋は1枚も見られない。さらに、5の書類からも大臣決裁の案件を採録していきたい。ただし、明治22年2月11日の憲法発布式典の日に森は暗殺されるので、森による決裁は2番までである。

- 2 雇鳥山讓採用照会ノ件（大臣決裁書）
- 28 雇松本栄解雇上申（大臣決裁書）
- 29 仁木元一外七名増給上申（大臣決裁書）
- 31 佐藤熊次・四ツ井政信増給上申（大臣決裁書）
- 34 ストレー転地療養ノ儀ニ付解約ノ伺（大臣決裁書）
- 36 貴船鑄吉外四名勲励認状付与伺ノ件（大臣決裁書）
- 39 岡村正義解雇上申（大臣決裁書）
- 44 加藤錦子嘱託開申（大臣決裁書）
- 52 加藤照磨解嘱・吉田迂一校医嘱託上申（大臣決裁書）
- 62 雇山下安太郎依願解雇上申（大臣決裁書）

全63件中10件が大臣決裁なので、その割合は約15.9パーセントとなる。この簿冊の28番から大臣は榎本武揚に代わり、森有礼のような花押ではなく印判を用いることになった（写真7参照）。3～5のいずれの場合も、専用の決裁書カガミはなく、高等師範学校片面10行（途中から12行）罫紙を使用。以上の3冊を比較すると、大臣決裁の文書比率がほぼ横ばい、あるいは微増していることがわかる。

その後の簿冊ではどうであろうか。6の簿冊についてみていこう。大臣は芳川顕正に代わっている。

- 14 木村牧採用差支無之回答ノ件（大臣決裁書）
- 20 木村牧転雇伺外島根県へ出向辞令（大臣決裁書）赤色付箋
- 30 松井憲邦雇入上申（大臣決裁書）赤色付箋
- 38 英国人セーエンシーモールニ嘱託伺認可ノ件（未決大臣決裁書）大臣認可書
- 39 吉田迂一二嘱託医伺ノ件（大臣決裁書）
- 52 雇惣川猪之吉外三人増給上申（次官代理決裁書）
- 53 藤田五郎雇入上申（大臣決裁書）
- 54 雇西毅三郎解雇上申（次官代理決裁書）
- 58 三宅米吉教授嘱託ノ上申（大臣決裁書）
- 87 雇佐々木弘解雇上申（大臣決裁書）
- 99 三宅米吉へ報酬金増額ノ件（大臣決裁書）これより13行罫紙使用
- 105 大内教授留学中報酬金支給ノ件（大臣指令書）
- 106 山田源一郎解雇上申（大臣決裁書）
- 107 鈴木米次郎唱歌ノ授業嘱託ノ件（大臣決裁書）

112 横井時敬授業嘱托上申（大臣決裁書）

131 惣川猪之吉解雇ノ件（大臣決裁書）

全146件中16件（内次官代理決裁書2件、大臣認可書・指令書2件）なので、約11パーセント、厳密には約8パーセントまで低下している。そして、7以降の簿冊すなわち明治26年以降になると文部大臣決裁のカガミは1枚も見当たらなくなる。要するに、学校長からの上申に対して文部大臣からの指令書が通達され、それが編綴されるかたち、つまり1、2の明治17、8年段階の東京師範学校時代の決裁方法に戻っているのである。これらをどのように考えたらよいのだろうか。

ここで思い浮かぶのは、従来からしばしば指摘されているように、明治18年（1885）8月に参事院議官であった森有礼が東京師範学校監督に就任し、同年12月22日に導入された内閣制度の下で最初の文部大臣に任命されたことである。森は師範教育を重視し、翌19年4月10日に師範学校令（同年勅令第13号）が公布されることになった。このとき東京師範学校は改組され、全国で唯一の高等師範学校が設置され（同令第3条）、経費を全額国庫支弁する文部省の直轄学校とされたのである（同令第4条）。こうした高等師範学校の位置づけの変化に伴う同校の意思決定過程の変更を表現する手段（様式）が文部大臣を最終決裁者とする決裁書のカガミであったといえよう。

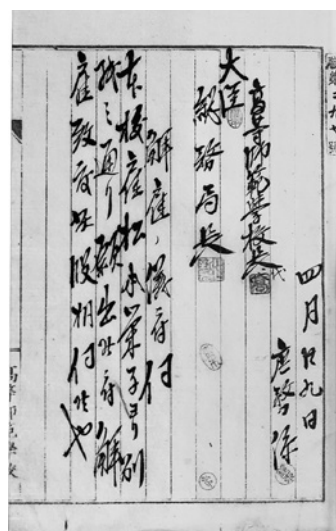


写真7 松本英子解雇大臣決裁書

4 任免書類にみる多彩な講師陣

最後に、前節で件名を列挙した4冊の簿冊に編綴されている文部大臣決裁案件の特徴について考察してみよう。これによって出発直後の高等師範学校における教職員人事の一端をうかがい知ることができらるであろう。

まず告知しておくべきことは、校長や教諭（職名に教授が追加されるのは明治23年3月25日公布の勅令第43号高等師範学校等官制中改正からである）などの勅任官や奏任官の任免書類は内閣で一括して管理され、現在では国立公文書館に移管されているということである。

本稿で検討している時期であれば、「官吏進退」(2A-18-任A)のシリーズということになる。したがって、各省又は各機関で発令できる判任官以下の人事書類が高等師範学校に残されることになった。これらのうち具体的に前節で掲げた3～6の件名目次（抄録）をみると、次の4種類の案件が大臣決裁に付されていたことがうかがえる。①教職員の任免とくに外国人教師と非常勤講師の任免、②教職員の給与、とくに奨励手当、増給に関する件、③校医の委嘱・解嘱に関する件、④当時は高等師範学校と合併していた女子部（女子高等師範学校）や東京音楽学校、附属小学校などの教職員の任免に関する件、である。

当時の高等師範学校は、帝国大学とただ2校だけ文部省の直轄学校とされていたため、高名な、あるいは優秀な学者を教授陣に迎えていた。それらは職員録もしくは各年版の学校一覧を一見すれば瞭然と思われるので割愛するとして（矢田部良吉、元良勇次郎、谷本富、丘浅治郎・・・、漢学系では南摩綱紀、那珂通世・・・など）、それらからではうかがうことができない事例として、例えば6には、明治24年にピストル自殺した教授福富孝季の遺族に年俸の三分之一を支給する同年4月11日付の文部省から高師宛の通知なども編綴されている（2019総人6-34）。福富は土佐の出身、新聞『日本』の支持母体で明治22年の大隈条約改正交渉反対運動の中心に立った乾坤社同盟（杉浦重剛、小村寿太郎ら）の一員で、

没後に蔵書（洋書）が高師図書館に寄贈され、現在でも筑波大学附属図書館に所蔵されている（この件に関しては別稿を準備中）。

それに加えて、本稿で検討している7以降の簿冊も含めると、非常勤教師にもきわめて贅沢な人事配置をしていたことがわかる。これは、学校一覧に名前と担当科目だけ掲出されているが、国立公文書館所蔵の任免書類や公刊された職員録では知ることのできない情報である。具体名を挙げれば、上記に列挙した文部大臣決裁の件名目録（抄録）のなかにも現れている三宅米吉（のちに教授）や横井時敬（横井小楠の息、帝大教授）のほか、東京美術学校長の岡倉覚三（天心）、帝国大学教授となる芳賀矢一（国語）、和田垣謙三（経済学）、白鳥庫吉（西洋史）、のちの文部大臣江木千之（教育制度）、東京専門学校教授の大西祝（哲学）らの名前を見つけることができる。

このうち例えば、6の書類の件名番号58は、その後長く教授を務め、東京高等師範学校長から初代東京文理科大学長になった三宅米吉を嘱託教員として年200円で雇用することに関する明治24年5月25日付の決裁書類である（写真8参照）。この決裁書に付されている履歴書は、一般的に考えれば三宅米吉の自筆であろうが（写真9参照）、今回は十分な筆跡の鑑定に至らないので速断は控えておく（自筆ではない印象をもっている）。かつて東京師範学校教諭であった三宅は、欧米視察、金港堂編輯所長を経て前年すなわち明治23年12月から高等師範学校で日本歴史の講義を嘱託されていた。今回で2度目の委嘱となる（三宅博士古稀祝賀会編刊『三宅博士古稀祝賀会記念誌』1929年、及び吉田彌平編刊『文学博士三宅米吉先生追悼録』1930年）。

注目されるのは夏目金之助（漱石）であろう。漱石は明治26年（1893）の帝国大学卒業後、大学院に在籍のまま高等師範学校の講師に就任したことは、漱石研究のなかではよく知られた事実には属するが、『私の個人主義』（1914年）では次のように書かれている。「今考へると勿体ない話ですが、私は高等師範などを夫程有難く思つてゐなかつたのです。嘉納さんに始めて会つた時も、さうあなたの様の教育者として学生の模範になれといふやうな注文だと、私にはとても勤まりかねるからと逡巡した位でした。（中略）私はどうも窮屈で恐れ入りました。（中略）何うあつても私には不向な所だとしか思はれませんでした」（『漱石全集』第16巻、1995年、岩波書店）というわけで、退任後愛媛県尋常中学校（松山中学校）に赴任して『坊っちゃん』が生まれるわけであるが、江藤淳によれば「行きがかりで、金之助が高等師範というもつとも「窮屈」な学校に奉職しなければならなくなったのは、皮肉というほかない」（『漱石とその時代 第一部』1970年、新潮社）と評価される。このときの一連の決裁書類が写真10（2019総人7-164~168）である。

一方、明治28年（1895）の解嘱の決裁書類は写真11（2019総人8-35）である。解嘱の理由は、「本校英語授業ヲ嘱託致候処今般同学科授業ハ他人ヲ以テ担任可為致候ニ付キ同人ノ嘱託ハ相解度」というものであった。

また、3の書類に初めて現れる松本英は、女子教育者と



写真8 三宅米吉雇用の大任決裁書



写真9 三宅米吉履歴書

して出発し、クリスチャンとして足尾鉍毒事件などさまざまな社会運動と関わり、やがて渡米して文筆活動を行なった松本英子であろう（府馬清『松本英子の生涯』1982年、昭和図書出版）。3の件名番号109は、同人を附属小学校雇とする明治20年9月10日付の決裁書類であり、添付の履歴書は本人自筆であろう（写真12参照）。5の28は本人の辞表に基づき解雇する件の明治22年4月29日付決裁書である（写真7参照）。松本の高師女子部卒業は明治23年ということであるから、漱石同様学生の身分のまま附属小学校で教えていたことになる。月俸15円とある。

以上の教員以外で注目されるのは、帝国大学総長加藤弘之の嗣子で待医を兼ねる加藤照磨の校医嘱託と解嘱の一件であろう。東京大学医学部からドイツのベルリン大学に留学した加藤は小児科が専門であった。4の件名番号112では嘱託に当たってその可否を待医局長官へも照会している。しかし、加藤は翌年には自ら願書を出して解嘱されている（2019総人5-52、写真13参照）。

おわりに

本稿では、2019年度に公開された「総務部人事課保存法人文書ファイル」253冊の紹介を兼ねて、同文書群の構造と内容を明らかにすることをとおして、その史的価値の一端にも言及した。

途中一部の欠落があるとはいえ、明治17年から今日に至るまで一貫して残存しているのが任免関係文書の最大の特質であり、史的価値の第一に挙げられる点である。本学では、現在までのアーカイブズ及び50年史編纂専門委員会による調査によれば、学務関係も含めて他に明治期からの残存が確認できる文書群を確認できていないので、この任免関係文書によって初めて規程や制度のレベルではなく、実態のレベルで高等師範学校創立前後期以降の前身校の動向を解明する糸口がつかめたことになる。

今回検討を加えたのは、広島にも高等師範学校が設立されて、東京高等師範学校と名称が変更される

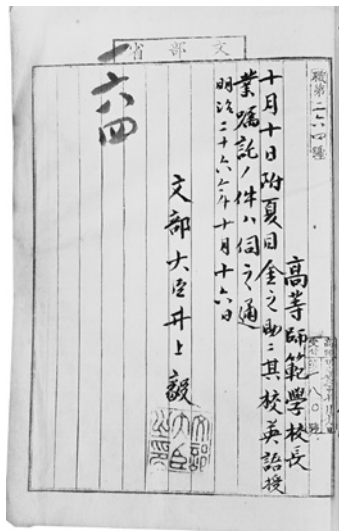


写真10 夏目漱石嘱託の大臣指令書

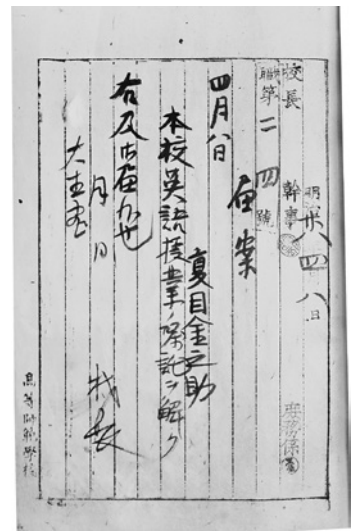


写真11 夏目漱石解嘱の決裁書

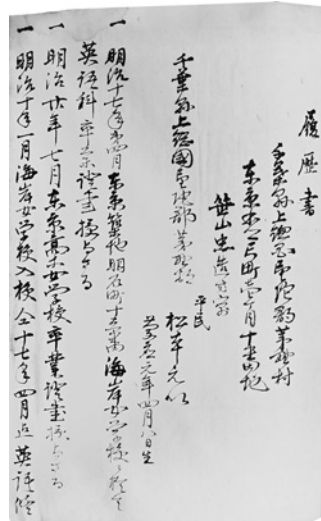


写真12 松本英子履歴書

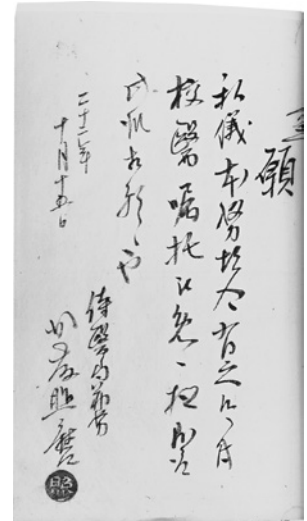


写真13 加藤照磨解嘱願

までのわずか十数年の期間に過ぎないので、引き続き後続する時期の検討を進めていきたい。瞥見したところでは、教官の採用人事には採用の理由が書き込まれているものもあり、とりわけ東京文理科大学以降の講座人事では、それぞれの講座がどのような意図で設置され維持されてきたのかをうかがうことができるであろう。それは、分野によっては今日にまで継承される学問の系譜をたどり、将来へ向けて本学の“強み”を発揮していく根拠にもなるであろう。

筑波大学50年史の編纂事業が本格的に開始されるときにあたって、アーカイブズと専門委員会を改組した50年史編纂室をいわば車の両輪として関係史料の収集と保存、及び利用の促進に努めていきたい。

研究報告編原稿審査要領

- 一、『筑波大学アーカイブズ年報』（以下、本誌という）研究報告編への原稿の掲載については、この審査要領の定めに基づいて行なうものとする。
- 一、本誌研究報告編に原稿を投稿できるのは、筑波大学アーカイブズ（以下、当館という）所属職員、当館運営委員、当館研究員、当館調査員及び当館より執筆を依頼した者とする。
- 一、本誌への投稿原稿は、筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程（平成28年3月24日法人規程第31号）第2条に定める当館の目的及び同第3条に定める業務に関連する内容のものとする。
- 一、投稿原稿の種別は、論説、研究ノート、資料紹介、書評その他、当館の目的と業務の遂行に資するものとする。
- 一、投稿原稿の分量は、論説20000字、研究ノート及び資料紹介15000字、書評4000字程度を目安とする。
- 一、投稿原稿の締切は、毎年3月末日とする。
- 一、掲載原稿の審査は、別に定める年報編集専門委員会が行なう。

年報編集専門委員会 *筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程（平成28年3月24日法人規程第31号第8条）により設置

- 委員長 中野目 徹（館長・人文社会系）
- 委員 大谷 奨（人間系）
- 委員 白井 哲哉（図書館情報メディア系）
- 委員 星野 豊（人文社会系）

筑波大学アーカイブズ年報 第4号

2021年5月31日 発行

筑波大学アーカイブズ 編集・発行
〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1
Tel：029(863)4127（代表）
Mail：univ-archives@un.tsukuba.ac.jp
HP：https://archives.tsukuba.ac.jp

印刷 株式会社イセブ

**ANNUAL REPORT
OF
THE UNIVERSITY OF TSUKUBA ARCHIVES**

**VOLUME 4
2021. 5**

Report of Activities	
1. One year in progress	1
2. Holding the Steering Committee	1
3. Various data	2
(1) Accepted materials	
a. Corporate Records transferred from agencies	
b. Donated items	
(2) Opening Archives to the public	
(3) Number of users and items	
(4) Number of references	
(5) Number of visitors	
4. Surveys, business trips, etc.	13
5. Organization and Rules	13
6. Facilities	26
7. Project to compile 50 years history of the University of Tsukuba	27
8. Others	27
(1) Exhibitions	
(2) Others	
Report of Researches	
Articles	
A Study of the “Guidelines for Prospective Students (Nyugaku Shibousha Kokoroe)” in the “List of Schools(Gakko Ichiran)” of the Predecessor School	Shinozuka Fujio 29
An Aspect of Russo-Japanese War Diplomacy from the View of Alice Roosevelt’s Photograph Collection	Tsutsui Yayoi 45
The structures and contents of Appointment and Dismissal Records transferred from Division of Human Resources Development: Focusing on Tokyo Shihan Gakkou (東京師範学校) · Koto Shihan Gakkou (高等師範学校) Period; 1884–1902	Nakanome Toru 61
